

平成31年 第2回

戸田市教育委員会定例会

平成31年2月14日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第2回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第1号 戸田市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例（案）に
ついて…………… 1

(2) 議案

議案第7号 戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程の一部を改正する訓令（案）に
ついて……………当日配付

議案第8号 戸田市教育委員会表彰について……………別紙

議案第9号 平成31年度当初戸田市立小・中学校教職員の人事異動（案）に
ついて……………当日配付

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成31年3月15日（木）午後3時～

(2) その他

7 閉 会

戸田市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（戸田市立教育センター条例の一部改正）

第21条 戸田市立教育センター条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に改める。

（戸田市立少年自然の家条例の一部改正）

第22条 戸田市立少年自然の家条例（昭和49年条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「330円」に、「860円」を「880円」に、「410円」を「440円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「510円」を「550円」に、「1,290円」を「1,320円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の戸田市行政財産の使用料に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の戸田市行政センター条例の規定、第5条の規定による改正後の戸田市自転車駐車場条例の規定、第6条の規定による改正後の戸田市文化会館条例の規定、第7条の規定による改正後の戸田市スポーツセンター条例の規定、第8条の規定による改正後の戸田市体育施設設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の規定、第11条の規定による改正後の戸田市都市公園条例の規定、第12条の規定による改正後の戸田市立福祉センター条例の規定、第13条の規定による改正後の戸田市地域交流センター条例の規定、第14条の規定による改正後の戸田市立勤労福祉センター条例の規定、第15条の規定による改正後の戸田市立心身障害者福祉センター条例の規定、第16条の規定による改正後の戸田市福祉保健センター条例の規定、第

- 1 8条の規定による改正後の戸田市道路占用料条例の規定、第19条の規定による改正後の戸田市船着場条例の規定、第21条の規定による改正後の戸田市立教育センター条例の規定及び第22条の規定による改正後の戸田市立少年自然の家条例の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の戸田市自転車放置防止条例の規定にかかわらず、施行日前に撤去されている自転車等に係る費用については、なお従前の例による。
- 4 第10条の規定による改正後の戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前に処理されている一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第20条の規定による改正後の戸田市立市民医療センター使用料、手数料等条例の規定にかかわらず、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 第23条の規定による改正後の戸田市水道事業給水条例(次項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る分担金及び水道利用加入金については、なお従前の例による。
- 7 新条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道を使用している場合にあつては、施行日から施行日の属する月の末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月の末日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月の末日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 8 第24条の規定による改正後の戸田市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道を使用している場合にあつては、施行日から施行日の属する月の末日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月の末日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののう

ち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月の末日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 9 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

戸田市立教育センター条例（第21条関係）新旧対照表

改正前			改正後(案)		
本則（略）			本則（略）		
附則（略）			附則（略）		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
室名	単位	使用料	室名	単位	使用料
第1会議室	1時間	<u>300円</u>	第1会議室	1時間	<u>310円</u>
第2会議室	1時間	<u>300円</u>	第2会議室	1時間	<u>310円</u>
編集室	1時間	<u>510円</u>	編集室	1時間	<u>520円</u>

戸田市立少年自然の家条例（第22条関係）新旧対照表

改正前				改正後(案)			
本則（略）				本則（略）			
附則（略）				附則（略）			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
使用料（1人につき）				使用料（1人につき）			
利用期間	小・中学校の児童又は生徒（引率者を含む。）	その他	備考	利用期間	小・中学校の児童又は生徒（引率者を含む。）	その他	備考
1泊2日	300円	860円	食事に要する経費は、含まない。	1泊2日	330円	880円	食事に要する経費は、含まない。
2泊3日	410円	1,080円		2泊3日	440円	1,100円	
3泊4日	510円	1,290円		3泊4日	550円	1,320円	

戸田市下水道条例（第24条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第23条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条～第23条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の戸田市行政財産の使用料に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の戸田市行政センター条例の規定、第5条の規定による改正後の戸田市自転車駐車場条例の規定、第6条の規定による改正後の戸田市文化会館条例の規定、第7条の規定による改正後の戸田市スポーツセンター条例の規定、第8条の規定による改正後の戸田市体育施設設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の規定、第11条の規定による改正後の戸田市都市公園条例の規定、第12条の規定による改正後の戸田市立福祉センター条例の規定、第13条の</u></p>

改正前	改正後(案)
	<p><u>規定による改正後の戸田市地域交流センター条例の規定、第14条の規定による改正後の戸田市立勤労福祉センター条例の規定、第15条の規定による改正後の戸田市立心身障害者福祉センター条例の規定、第16条の規定による改正後の戸田市福祉保健センター条例の規定、第18条の規定による改正後の戸田市道路占用料条例の規定、第19条の規定による改正後の戸田市船着場条例の規定、第21条の規定による改正後の戸田市立教育センター条例の規定及び第22条の規定による改正後の戸田市立少年自然の家条例の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3～9 (略)</u></p>

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程の一部を改正する訓令（案）
戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程（平成20年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰等に関する規程

第1条中「いう。）」の次に「又は感謝状の授与」を加える。

第2条中「振興」の次に「及び発展」を加える。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（感謝状の授与等）

第11条 教育長は、市内の小学校及び中学校の教育の振興及び発展について、功績が顕著であると認められる個人又は団体に対し、感謝状の授与を行うことができる。

2 第8条及び第10条の規定は、感謝状の授与に係る手続に準用する。この場合において、第10条中「学校教育功労者表彰者名簿（第2号様式）」とあるのは「感謝状授与者名簿（第3号様式）」と読み替えるものとする。
様式に別記の1様式を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程新旧対照表（案）

改正前	改正後（案）
<p><u>戸田市教育委員会学校教育功労者表彰規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興及び発展に貢献した個人又は団体に対し戸田市教育委員会学校教育功労者表彰（以下「表彰」という。）を行うことについて必要な事項を定める。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 教育委員会は、市内の小学校及び中学校教育の振興について、特に功績が顕著であると認められる個人又は団体に対し、表彰を行う。</p> <p>第3条～第10条 （略）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p><u>戸田市教育委員会学校教育功労者表彰等に関する規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興及び発展に貢献した個人又は団体に対し戸田市教育委員会学校教育功労者表彰（以下「表彰」という。）又は<u>感謝状の授与</u>を行うことについて必要な事項を定める。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 教育委員会は、市内の小学校及び中学校教育の振興<u>及び発展</u>について、特に功績が顕著であると認められる個人又は団体に対し、表彰を行う。</p> <p>第3条～第10条 （略）</p> <p><u>（感謝状の授与等）</u></p> <p><u>第11条</u> 教育長は、市内の小学校及び中学校の教育の振興及び発展について、功績が顕著であると認められる個人又は団体に対し、<u>感謝状の授与を行うことができる。</u></p> <p><u>2</u> <u>第8条及び第10条の規定は、感謝状の授与に係る手続に準用する。この場合において、第10条中「学校教育功労者表彰者名簿（第2号様式）」とあるのは「感謝状授与者名簿（第3号様式）」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第12条</u> （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p>

改正前	改正後(案)
様式 (略)	<u>この訓令は、公布の日から施行する。</u> 様式 (略)

戸田市教育委員会学校教育功労者表彰等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、小学校及び中学校の教育の振興及び発展に貢献した個人又は団体に対し戸田市教育委員会学校教育功労者表彰(以下「表彰」という。)又は感謝状の授与を行うことについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 教育委員会は、市内の小学校及び中学校教育の振興及び発展について、特に功績が顕著であると認められる個人又は団体に対し、表彰を行う。

(方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、副賞を加授することができる。

(追賞)

第4条 表彰される者が表彰前に死亡したときは、追賞するものとし、表彰状及び副賞は遺族に贈る。

(表彰手続)

第5条 校長は又は教育委員会各課の課長は、表彰の対象となる個人又は団体があると認めるときは、学校教育功労者表彰内申書(第1号様式)を用いて教育委員会に内申するものとする。

(表彰審査委員会)

第6条 表彰の対象となる個人又は団体を審査するため表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、教育長、教育部長、教育政策室長並びに市内の小学校及び中学校の校長の代表をもって充てる。

3 委員長は教育長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議は、多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(被表彰者の決定)

第7条 教育委員会は、委員会の意見を聴いて被表彰者を決定し、表彰を行う。

(再表彰)

第8条 既に表彰を受けたものについても、表彰することができるものとする。
ただし、同一の事項について再度表彰することはできない。

(返還)

第9条 表彰を受けた者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、表彰状を返還させるものとする。

(被表彰者名簿)

第10条 教育委員会は、学校教育功労者被表彰者名簿(第2号様式)を作成し、表彰したものを記録するものとする。

(感謝状の授与等)

第11条 教育長は、市内の小学校及び中学校の教育の振興及び発展について、功績が顕著であると認められる個人又は団体に対し、感謝状の授与を行うことができる。

2 第8条及び第10条の規定は、感謝状の授与に係る手続に準用する。この場合において、第10条中「学校教育功労者表彰者名簿(第2号様式)」とあるのは「感謝状授与者名簿(第3号様式)」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(戸田市教育委員会表彰規程の廃止)

2 戸田市教育委員会表彰規程(昭和39年教委規程第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に戸田市教育委員会表彰規程の規定により表彰されている個人又は団体(教職員を除く。)は、この訓令の規定により表彰されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員提案について

平成31年第2回教育委員会(定例会)

平成31年2月14日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 国際理解教育の取組及び今後の方向性について（仙波委員）…………… 1
（教育政策室）
- ② ICTの活用を促進するための支援について（土肥委員）…………… 7
（教育総務課・教育政策室）
- ③ 教育改革の進捗状況に対する評価について（吉田委員）…………… 12
（全課）

戸田市が目指す「世界で活躍する人材」の育成

世界で活躍する人材

- ・世界に興味を持ち、地球規模で未来を考えることができる子
- ・自分の力を他者や社会のために使いたいという意欲を持つ子
- ・多様性を理解し、他者と協働して問題の解決に取り組める子

グローバル・スキル (Global Skill)

：日本だけでなく、世界中のどこでも通用する力

これからの変化の激しい時代を生き抜く力

○21世紀型スキル

(課題解決能力、ITスキル、論理的思考力など)

○汎用的スキル

(知識や技能を現実の社会で使いこなす力など)

○非認知スキル

(やり抜く力、探求心、自己肯定感、多様性理解など)

(取組事例)

- ・社会に貢献する力を育てる**戸田型 PBL (プロジェクト型学習)**の推進
- ・**PEERカリキュラム**を中心とした産官学民との連携による新たな学びの推進
- ・多様性理解を促す**セサミストリート・カリキュラム** など

国際力 (International Skill)

：他国と関わり、繋がっていくことができる力

グローバル・スキルを国際的舞台で活かすための国際的な視野と、語学力を含めた国際的なコミュニケーション力

○国際的な視野

○国際的なコミュニケーション力

- ・語学力
- ・自国や異文化への知識と理解

(取組事例)

- ・英語力育成を総合的に推進する「**3 E Cプラン**」
- ・**香港日本人学校との連携**による国際交流、イマージョン教育、PBL連携などの国際プログラム
- ・オーストラリア、中国への**中学生海外体験派遣事業** など



平成30年度戸田市英語教育推進計画 ～3×ECプラン～



戸田市の英語教育の目標

○小・中9年間の一貫した英語教育を通して育てたい子供像



誰とでも主体的に関わろうとする子供

互いの気持ちや考えを英語で伝え合える子供

豊かな国際性を身に付けた子供

○中学校卒業時に英語でプレゼンテーションができる子供の育成

○中学卒業時に英検3級以上取得率70%以上

小・中一貫英語教育カリキュラム

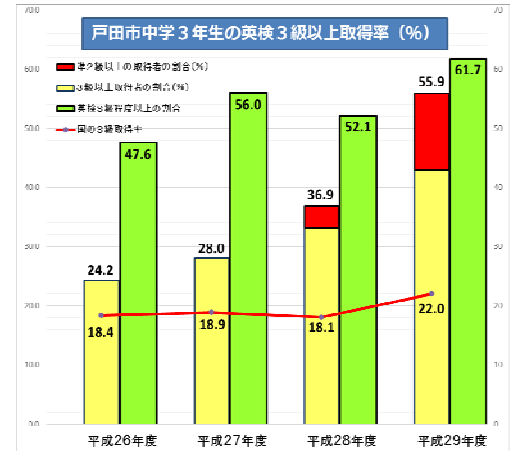
小学校 Elementary School

低学年：年間20時間程度
 中学年：年間70時間（ロング+モジュール）
 高学年：年間70時間（ロング+モジュール）
 ふれる→慣れる→親しむ 対人コミュニケーション活動

中学校 Junior High School

戸田市版CAN-DOリストを活用したAll English授業
 A L Tを活用した5領域統合言語活動
 即興性・持続性を高めるコミュニケーション活動
 I C Tを活用したプレゼンテーション

中学3年生の英検3級以上取得率推移



着実な英語力の向上

戸田市英語教育推進委員会を核とする英語教育改革の推進【小中一貫教育】

教育課程特例校として英語活動を実施
小・中一貫英語教育カリキュラム

小・中学校全校にALTを常駐配置

中学校区別小・中連携授業研究会の実施
(小学校3校・中学校2校) 年間5回

英語教育推進リーダーを活用した研修
センター研究員による英語指導力研修

A L Tとのマンツーマンによるインタビュー等のパフォーマンステストの実施

各種学力・学習状況調査の弱点分析・補強

I C Tの活用（デジタル教科書など）

英語検定受検費用助成事業
 中学校3年生【英検3級・準2級】
 小学校6年生【英検Jr.GOLD】

3×ECプラン (平成30年度重点施策)

Enjoy Enrich Explore Communication Plan (3×ECプラン)

①ALの視点からの授業改善

- 英語指導用ルーブリックの作成・活用
- 考えや気持ちを伝え合うやり取り（即興で持続性のある会話）の充実
- 5領域統合言語活動の充実
- アウトプット活動の充実（ディベート等）
- エビデンスに基づく授業改善（全国学調予備調査・県学調・英検等）

②教員の英語力向上

- 小学校教員の英語免許取得を促進
- 教員の英検取得を促進（受験料全額補助）
小学校：英検2級、中学校：英検準1級
- 産官学と連携した質の高い研修

③グローバル人材の育成

- 香港日本人学校のグローバルクラスの児童と戸田市内小学校との交流授業
- イマージョン教育
- 教育×テクノロジーの推進（EdTech）
（遠隔授業・音声認識・AIロボット）

産官学との連携

Soft Bank C&S 株式会社
AIロボット「Musio X」を授業で活用

株式会社 LoiLo
「ロイロノート」を活用したプレゼン

株式会社 mpi 松香フォニックス
モジュール対応デジタル教材
SWITCH ON!を活用した授業

サイエイホールディングス株式会社
英検3級対策講座4回実施【9月】

カシオ計算機株式会社 電子辞書貸与

文部科学省委嘱事業実施

日本を代表する有識者による指導
文部科学省 国立教育政策研究所
名誉所員 渡邊 寛治 先生

上智大学 大学院 言語学専攻
教授 渡部 良典 先生

武蔵野大学 教育学部
特認教授 村川 久子 先生

青山学院大学との包括連携事業



戸田市×香港日本人学校 交流連携事業

～在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業の活用～



戸田市と香港日本人学校との交流連携事業のねらい

WIN-WIN連携モデルの構築

- 香港日本人学校が有する人材や地理的環境を活かし、高度なグローバル人材育成に向けたプログラムを開発
- 戸田市が有する産官学民の知のリソースを活用した教員研修を遠隔により実施

具体的な取組

「トビタテ！教師プロジェクト」（文部科学省）により、戸田市から香港日本人学校へ派遣されている教師と連携

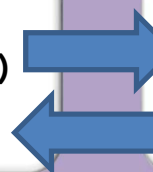


香港日本人学校の強み

- 英語による日常的なコミュニケーション
(英語を使った算数・理科の授業〈イマージョン教育〉)
- グローバルクラスのPBLカリキュラム

戸田市教育委員会の強み

- 産官学民の知リソースを活用した教員研修
(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、プログラミング教育、リーディングスキル等)



オンライン・Edtechによる交流
(WebEX、グーグルグラス等)



今後の展望

- 戸田市から香港日本人学校へ定期的に教員を派遣（グローバル感覚をもつ教員の育成）
- 香港日本人学校大埔校の国際学級(Japanese International School)との連携（グローバル人材の育成）
- 国際バカロレア（IB）加入校との連携（Project Based Learning連携）

グローバル社会で活躍できる とだっ子の育成を目指して

市ではグローバル社会で活躍できる「とだっ子」を育成するため、小・中一貫した9年間の英語教育を通して、お互いの情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーション力を育てています。今回は、その英語教育の一部を紹介します。
問い合わせ 教育センター ☎434-5660

ALTとの
楽しい
やりとり

育てたい子ども像

1. 誰とでも主体的に関わろうとする子ども
2. 互いの気持ちや考えを英語で伝え合うことができる子ども
3. 豊かな国際性を身に付けた子ども

中学校卒業時には…

目標

- ☆英語でプレゼンテーションができる
- ☆英検3級以上を取得する
(取得率 29年度 55.9%、30年度 58%)



小・中一貫した英語教育カリキュラム

～王道のコミュニケーション教育～

【小学校】

「触れる→慣れる→親しむ」のステップで授業を組み立て、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる力を養います。

- 低学年：年間20時間程度
(月2回程度の45分授業)
- 中学年／高学年：年間70時間
(週1回の45分授業＋週3回の15分モジュール授業)

小学校モジュール授業

担任による15分の短時間学習を週3回実施している授業を指します。ICTを活用して、語彙や表現に慣れ親しみ、コミュニケーション力の素地を養っています。ALTとのチームティーチングで行われる45分授業の内容と関連させながら実施しています。

※ICT…Information and Communication Technology (情報通信技術)
※ALT…Assistant Language Teacher (外国語指導助手)

【中学校】

「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」をバランスよく統合させたコミュニケーション活動を通して、日常的や社会的な話題に関して、自分の考えを論理的に伝える力を養います。

- 全年齢：年間140時間

3×ECプラン

Enjoy・Enrich・Explore Communication Plan
英語によるコミュニケーションを

- Enjoy 楽しむこと
- Enrich 豊かにすること
- Explore 深めること

を目的とした「3×ECプラン(スリーイーシープラン)」を掲げています。このプランの柱は、①アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、②教員の英語力向上、③グローバル人材の育成の3つです。

先生たちの声

とだっ子の英語教育について

美女木小学校 校長 鈴木 薫さん

グローバル人材の育成については、子どもたちが英語でのコミュニケーションの楽しさを体験に基づきながら感じる事が大切です。そのために、香港日本人学校のグローバルクラスとの遠隔による交流授業を実施し、異文化への理解を深めるとともに、英語力を育成することを計画しています。また、算数・数学、理科や体育などの授業の一部を英語で行うイメージの教育についても研究を進めます。



美女木小学校 教諭 山口 直也さん

英語の文法にとらわれず、子ども同士で積極的に伝え合う、とにかくコミュニケーションを楽しむことを意識して授業を行っています。いつもの日本語では話せないことも英語だと気軽に話せたり、ジェスチャーを交えて一生懸命伝えたり、英語教育を通してコミュニケーション力全般の大切さを学んでいます。



美女木小学校ALT
キアナ ユエンさん

英単語や表現をただ教えるのではなく、例えば「料理をつくらう」とテーマを決めたら「必要な食材は?」「つくり方は?」などと目的や場面に応じてコミュニケーションを図るような授業を行っています。



児童たちの声

授業中は、みんなと英語で交流ができてとても楽しいです。将来は海外に行って英語を使って活躍したいです。

英語で、友達と予定を立てるところが楽しかったです。将来はサッカー選手になって海外のチームに入りたいです。

美女木小学校
5年生
川村 玲さん



美女木小学校
5年生
前田 達人さん



PBL (Project Based Learning)

戸田市の未来の教育を考える熟議



Future Edu Tokyoの竹村詠美様を講師に、「Most Likely to Succeed」鑑賞後、AIやロボットが生活に浸透していく未来社会に生きる子供たちにとって必要な教育とはどのようなものか?など、校長・教頭、指導主事、若手教員、そして教育委員も参加し、総勢106名で熱い熟議。

PBL(プロジェクト型学習) 開始に向けた動きが始まっています!

今の子供たちが社会人になる頃には、今からは想像できない未来が待ち受けています。過去の例を当てはめることでは解決できない、複雑で答えのない課題にあふれているはずですが、そんな時代を生き抜くためには、どのような課題にも仲間と協力しながら粘り強く取り組み解決に結びつける力と、一生を通じて学び続ける力が必要とされます。このような力を育てるために、戸田市では今後、社会の現実の課題を解決する経験を得るためのプロジェクト型学習(PBL: Project-Based Learning)を取り入れていきます。

PBLって、どんな授業なの?

PBLは、普通の授業とはどう違うんですか?

PBLは、子供たちが、各教科で学んだ知識や技能を使って、「地域のお祭りを盛り上げよう」といった、身近に存在する現実の課題を解決していく授業です。普通の教科の授業では、知識や技能を身につけたり、その活用方法を学ぶことが中心になりますが、PBLの授業では、すべての教科で学んだことを総動員して、実際の課題解決にあたります。

PBLの授業をやる時、どんな力が身につきますか。

教科の授業で学んだことを実際に課題解決に活かすことで、もっともっと学びたいという意欲を引き出します。また、仲間と協力しながら課題を解決する実践的な力が身につきます。

PBLの授業は、総合的な学習の時間を中心にまとまった時間をとって行うことが考えられます。また、子供たちが主体的・協働的に学ぶためのPBLのエッセンスは、他の教科の授業でも生かせるものです。

PBLの授業は、どの教科で行いますか。

先生たちもPBLを学んでいますー映画「Most Likely To Succeed」上映会ー

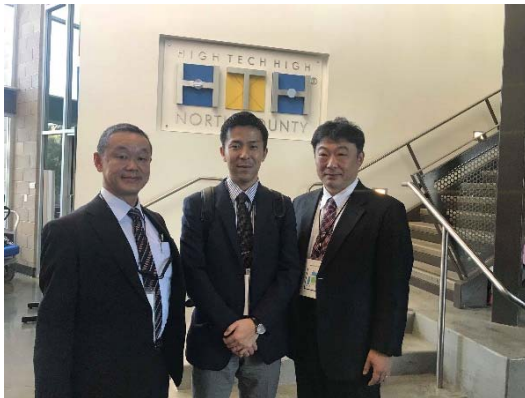


本年8月22日(水)、教育センター研究員全体研修会において世界30カ国以上で公開されている話題の映画「Most Likely To Succeed」PBLの先進校であるアメリカ・カリフォルニア州のHigh Tech High校の生徒に登場し、その成長の様子を伝えたドキュメンタリー作品)を鑑賞し、これからの教育の在り方について議論しました。参加した教員からは「課題に向けて取り組む子供たちの、生き生きとした姿や表情が印象に残った」「これからの教育の在り方を考えるきっかけとなった」といった感想が寄せられました。戸田市では、PBL導入に向けた研究学習の場を設けていきます。



PBL (Project Based Learning)

アメリカ Hihg Tech High校



Silicon Valley Adobe, Apple, Google etc



香港日本人学校 国際学級IB校



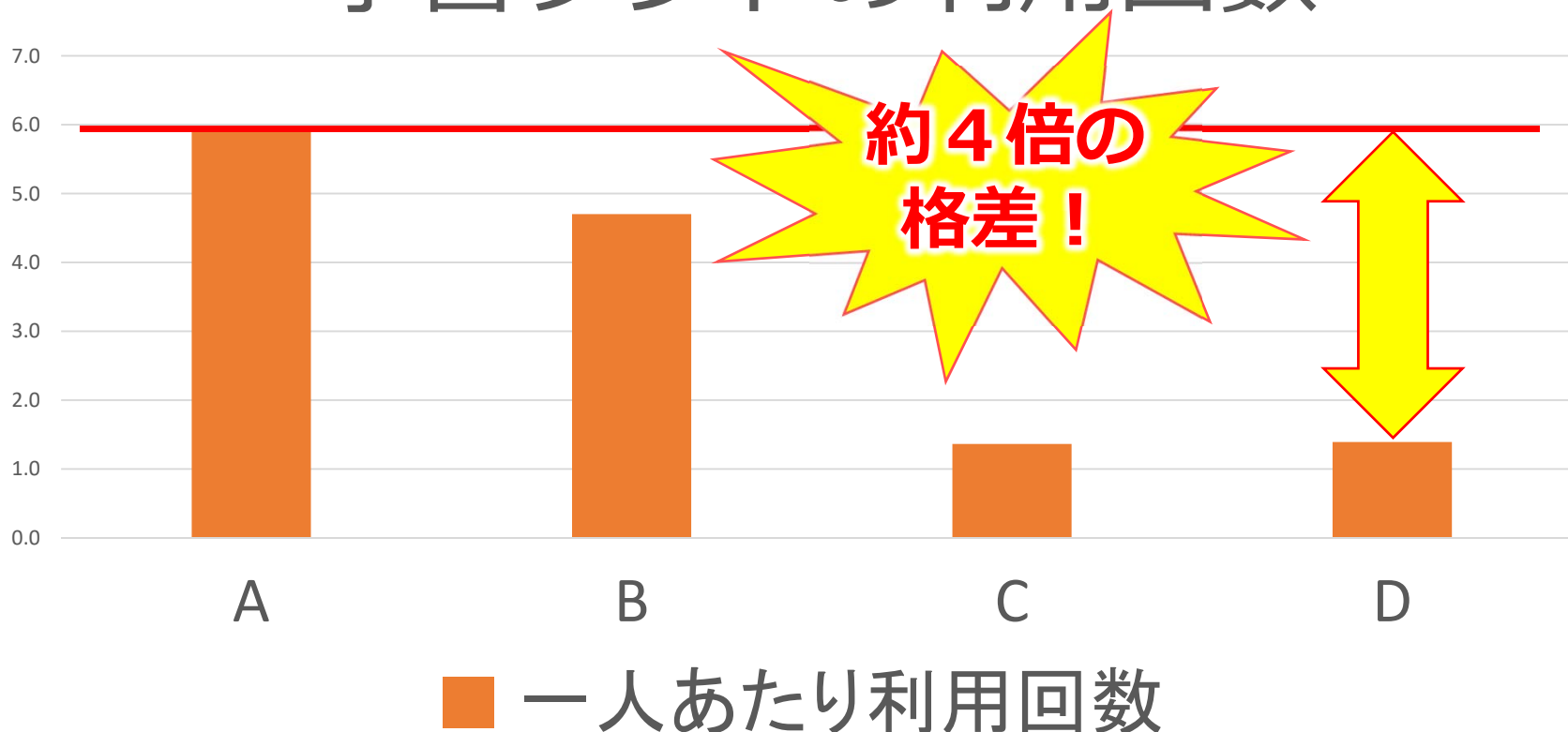
福岡工業大学、同附属城東高校



ICTの活用を 促進するための 支援について

学習用ソフトウェアの活用状況

学習ソフトの利用回数

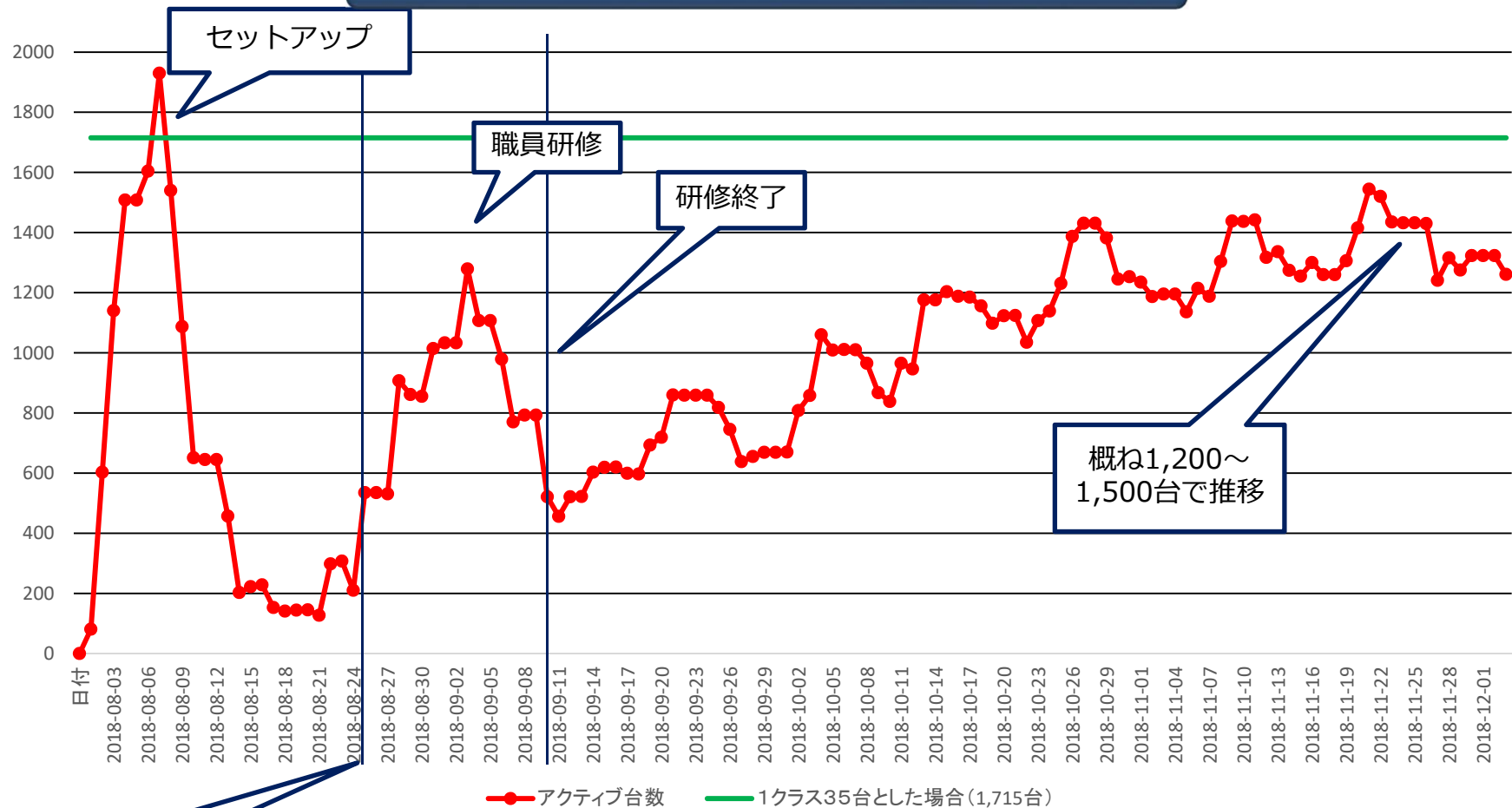


※ 9月～10月の2ヶ月間におけるミライシード、ロイロノートの利用件数
※ プログラミング学習や調べ学習など、集計不可能なものは含まれておりません



Chromebook利用状況

7日間アクティブデバイス数



Chromebookを使った授業例

1年生

- 教科：生活or図工（1年生）
使用教材：ロイロノート
単元：ロイロノートを使ってみよう
活用方法：お絵かき機能を使い、絵を書く。
- 教科：生活（1年生）
使用教材：ロイロノート
単元：プログラミング教育
活用方法：短冊代わりに使用。給食当番の仕事を考え、並び変える。

2年生

- 教科：生活（2年生）
使用教材：ロイロノート
単元：パソコンになれよう
活用方法：クロムブックの使い方、ロイロノートのログインの仕方
- 教科：国語（2年生）
使用教材：ロイロノート
単元：同じぶぶんをもつかん字
活用方法：同じ部分をもつ漢字でグルーピングしていく。（→でつなぐ）

3年生

- 教科：国語（3年生）
使用教材：ロイロノート
単元：季節の言葉（秋の楽しみ）
活用方法：言葉のイメージを広げる、修飾語を主語と述語の間に入れる。
- 教科：国語（3年生）
使用教材：ロイロノート
単元：言葉を分類する
活用方法：文の中の言葉を名詞、様子や動きのわかる言葉に分ける。

4年生

- 教科：理科（4年生）
使用教材：ロイロノート
単元：わたしたちの体と運動
活用方法：実験結果をロイロノートのスライドにまとめ、児童同士での共有をする。
- 教科：英語（4年生）
使用教材：ロイロノート
単元：Let's make shapes
活用方法：写真機能を使い、共有する。

5年生

- 教科：国語（5年生）
使用教材：ロイロノート
単元：明日をつくるわたしたち
活用方法：提案書のプレゼン
- 教科：道徳（5年生）
使用教材：ロイロノート
単元：セルフジャッジ
活用方法：考えの共有（無記名でできるため）

6年生

- 教科：算数（6年生）
使用教材：ロイロノート
単元：算数卒業旅行、円の面積
活用方法：調べ学習
- 教科：社会（6年生）
使用教材：ロイロノート
単元：武士の世の中、3人の武将と天下統一、世界に歩み出した日本
活用方法：調べ学習

平成31年度 ICT活用促進に向けて

ICT活用促進

=

使い方がわかる

×

使ってよさを感じる

活用が進まない教員の意識

「基本的な操作がわからない」

☞基本的な操作が分かるようにすることが必要。

「活用の仕方がわからない」

☞「使ってみたくなる」好事例を一つでも多く知っている状態にすることが必要。

「今のままで十分授業ができる」

☞活用による子供のよりよい学びの姿を実感するなど、活用する価値を見だし、ICT活用のよさを理解できるようにすることが必要。

推進者の意識

「活用をどのように広げていけばよいのかわからない」

☞他校のグッドプラクティスや先進事例等を参考に、活用の「広げ方」を考えられるようにすることが必要。

教育委員会の支援

※太字下線部H31新規予定

リテラシーの向上

- ・ Chromebook活用研修（各校）
- ・ 学習支援ソフト活用研修（各校）
（ロイロノート・ミライシード等）
- ・ 学校情報管理担当者研修（集合）
- ・ ICTレッスンアドバイザーの活用
- ☞ICTの基本的な操作を理解・習得できるようにする。

活用推進者のリーダーシップ向上

- ・ 管理職対象ICT活用研修
- ・ 校内推進者の集合研修
（プログラミング・ICT教育推進委員会等）
- ☞ICT活用の必要性を理解するとともに、各校のグッド・プラクティスを共有し、自校のICT活用推進に生かせるようにする。

活用の場の設定

- ・ 学校訪問における活用促進
- ☞校長会を通してICT活用促進を勧めるとともに、訪問当日の指導においても各指導主事がICT活用の価値づけや活用例の紹介等の助言を行う。

産官学民の知のリソースの活用

教育改革の進捗状況に対する評価について

担当	27年度以降に取り組んだ教育改革の取組	成果	課題	今後の展望
教育総務課	教育委員会会議の運営上の工夫	学び続ける教育委員会(教育委員提案、教育委員研修等の実施)により、開かれ活性化した教育委員会会議(学校訪問等の回数、傍聴人の増加)	(特になし)	引き続き教育委員会の活性化を図る。
	H27デジタル教科書用タブレット型パソコン更改	H27新デジタル教科書対応機器への更改。ノート型パソコンをタブレット型パソコンに更改(約540台)	教室に1台配置であるため、教科担任制の中学校では利用形態に合っていない。	H32新デジタル教科書対応機器への更改と共に、中学校への一人一台整備としたい。
	H28コンピュータ教室用パソコン更改(8校)	H23コンピュータ教室用パソコンの更改。デスクトップ型パソコンをタブレット型パソコンに更改(約360台)また、特別支援学級用iPadを導入し実証実験開始	H32に10校の整備が必要	H32予算化に向け準備する。
	H28教職員デジタルタイムレコーダー導入	働き方改革の一環として教職員の出勤情報を電子化し、勤務状況を可視化することで課題を顕在化した。	名簿管理や提出物の用意が追加され、事務の増加を招いた。	H30校務支援システムへ取り込みを行った。
	H28学校無線LAN構築(16校)	教室や体育館、武道場を無線LAN化し、ワイヤレスによる場所に捕られない授業環境を提供した。	H28先行導入した喜沢小・笹目中が画面転送苦惱や高速通信機能(AC)が利用出来ない。	H31更改に向け事務を進めたい。
	H28行政ネットワーク強靱化に伴うインターネット利用基盤整備	行政ネットワークの強靱化に伴い、インターネット利用基盤となるサーバーを整備した。	学校情報ネットワークの強靱化も求められており、同様のセキュリティ対策が必要となっている。	H32予算化に向け準備する。
	H29教育ICT総合運用サポート	学校において増加し続けるICT関連の諸課題に対し、総合的にサポートする業務を委託した。	今後も継続的に実施したい。	H31更改に向け事務を進めたい。
	H29G-suiteforEducation実証実験開始	Google社が無償提供するWebサービス「G-suiteforEducation」及び端末「Chromebook」が戸田市の環境で利用できること、活用方法の研究を行い、良好であることを確認した。	Gmailやグーグルドライブなどの活用を進めるため、情報セキュリティ対策が必要。	H32予算化に向け準備する。
	H29校務支援システム更改	H23校務支援システムの更改。保守延長しており、動作の遅延が問題視されていたが、高スペック製品の選定により事務改善が図られた。また、超高速プリンタにより印刷時間の縮減とランニングコストの低減をすることができた。	学校情報ネットワークの強靱化も求められており、同様のセキュリティ対策が必要となっている。	H32予算化に向け準備する。
	H29学校蔵書管理システム更改	H23学校蔵書管理システムの更改。操作性や運用の容易さなど司書からの評価の高い既存システムの継続を決めた。	(特になし)	H34更改予定
	H29マイクロソフト包括ライセンス導入	継続的に利用しているマイクロソフト製品を年間包括ライセンスにすることにより、ランニングコストを削減することができた。	(特になし)	毎年更改
H30校務支援システム機能追加(デジタルタイムレコーダー機能)	H28のデジタルタイムレコーダー機能を校務支援システムに取り込むことで、データの一元化により学校及び教育委員会事務局の作業の効率化を行った。	(特になし)	(特になし)	

担当	27年度以降に取り組んだ教育改革の取組	成果	課題	今後の展望
教育総務課	H30小学校学習者用パソコン、特別支援学級用パソコン (Chromebook2,000台+iPad80台)	H29に実施したG-suiteforEducationの実証実験を受け、学習者用にChromebookを導入した。また、H28に実施したiPadの実証実験を受け、特別支援学級に2人に1台のiPadを整備した。	中学校の学習者用パソコンの導入が必要。また、増加傾向にある特別支援学級用iPadの増加が必要。	H31更改に向け事務を進めたい。
	H30教育用イントラネット回線増強	回線利用のボトルネックとなっていた教育用地域イントラネット回線を100Mbpsから1Gbpsへ増強し、遅延の発生を解消することができた。	中学校の学習者パソコン導入等によりインターネット接続回線がボトルネックとなる可能性がある。	通信量など授業に影響のないよう注視したい。
学校給食課	学校給食センターの調理業務の民間委託化	総合評価落札方式による一般競争入札を行い、平成29年8月より給食センターの調理業務の委託化を開始した。また、平成30年6月よりアレルギー除去食の提供を開始した。	委託業者との連携により順調に給食を提供している。また、アレルギー除去食は学校、業者との連携により順調に提供している。	調理士の減少に応じて単独校調理場の調理業務を委託化していく。
	学校給食費の未納対策	平成30年1月に簡易裁判所へ支払督促を申立て、9世帯中3世帯は完納した。他世帯は手続きを進めている。	未納者へ文書、電話、訪問による督促を行っている。また該当者から児童手当からの徴収も実施している。	引き続き督促を実施するとともに、広報等により学校給食や給食費に対する啓発を進める。
生涯学習課	子ども大学・市民大学の充実	子ども大学は、青山学院大学との連携、サイエンスフェスティバルへの参加、プログラミング体験など内容の充実を図るとともに、周知エリアを開催公民館周辺であったが、市内全域としたことにより、申請者が増加した。 市民大学は、産官学民との連携や、企画公募型の市民企画講座の実施などにより、参加者が増加し、参加世代の拡がりも見られた。	子ども大学は、実施内容の改善を図ること、また市内全域の児童が参加しやすい実施場所を検討すること等が課題である。 市民大学は、参加者の固定化や比較的若い世代の参加者が少ないこと等が課題である。	子ども大学は、大学等との連携をより一層推進し、内容の充実を図っていく。また、実施場所については、各公民館での実施状況を検証し、より良い環境での実施を進めていく。 市民大学は、来年度10年目を迎え、幅広い世代の参加を促し、学び続ける仕組みの工夫や、内容の更なる充実を図っていく。
	経済教育	第4次戸田市生涯学習推進計画に基づく産官学民との積極的な連携の一環として、平成29年度より、市民大学にて「経済教育入門講座」を実施し、延べ250名が受講した。	身近な題材をアクティビティにより体験的に学ぶ講座は大変好評であるが、「経済教育マイスター認定コース」への希望者が少ない。	様々なアクティビティを通して、選択の原則について学ぶことで、より良い生き方を考える講座を実施していく。
	「戸田市家庭教育宣言」の発布・啓発	平成28年6月に戸田市公立学校PTA連合会より、「家庭教育宣言」が出された。PTA自らによる取組は、めずらしい取組である。また、各PTAでの取組に加え、新入学児童生徒の保護者へ「家庭教育宣言」を配布し、啓発を実施した。	「家庭教育宣言」の制定から2年が経過し、各PTAにおけるより一層の積極的な取組が望まれる。	引き続き啓発を図るとともに、取組への支援を実施していく。
	「知の拠点」としての図書館ビジョンの策定	平成28年3月に、図書館の目指す姿を示した上で、現状の図書館を取り巻く動向を踏まえ、市民の要望に応えるための今後の取組を示すことができた。また図書館の指定管理制度導入に向けた検討を重ねた結果、来年4月に指定管理制度に移行する予定である。	掲載した課題や市民の要望を検討し、取り組んでいく。	引き続き、課題に取り組むとともに、進捗状況の整理等行っていく。

戸田市の教育改革の現状と課題、今後の施策(2019年2月時点)

目標	現行の取組	課題	今後の施策	関連データ	主な連携先
■EBPM (Evidence Based Policy Making)の推進					
◆体制整備					
「教育政策シンクタンク」の設置	エビデンスベースの教育政策(EBPM)を支える組織の立ち上げ	・事務(教育枠)の採用(2名) ※基礎自治体初 ・現行体制下での施策の推進 ・組織の構想	・データ分析等を行う人材の確保・育成 ・組織の立ち上げ	・データ分析等に知見のある事務(教育枠)の採用(2名) ・教育委員会内でのデータ分析等に関する研究 ・「教育政策シンクタンク」(仮称)の立ち上げ	
◆共同研究					
資質・能力に関する研究	これからの時代に必要な資質・能力に関する研究の実施	産官学と連携した取組の実施 ・県学調を活用した、アクティブ・ラーニングと非認知能力、学力との関係に関する研究(済) ・リーディングスキルの観点からの授業改善に係る研究 ・学級風土の非認知能力への影響に関する研究	さらなる取組の推進	継続中の取組の遂行と成果の公表	・慶應義塾大学 ・国立情報学研究所、一般社団法人教育のための科学研究所 ・筑波大学
優れた指導法に関する研究	優れた指導法等に関するデータ蓄積のための研究の実施	産官学と連携した取組の実施 ・県学調と教員質問紙調査を活用したアクティブ・ラーニングの効果に関する研究(済) ・「ミライシード」を活用したR-PDCA支援モデルの開発 ・特別支援教育に係る①ユニバーサルデザインに基づく学級経営、授業実践、②ペアレントトレーニングの学校導入、③個別の指導計画策定システム導入に関する研究	さらなる取組の推進	継続中の取組の遂行と成果の公表	・慶應義塾大学 ・埼玉県教育委員会 ・株式会社ベネッセコーポレーション ・株式会社LITALICO
「教室を科学する」(クラスラボ)	教員の指導や子供の反応を科学的に計測して分析するようなクラスラボの観点からの研究の実施	-	構想に対して現代のテクノロジーが追いついていない	テクノロジーの進展を注視しつつ、適切な連携先を見つけ、新たなプロジェクトを企画する	・株式会社リバネス ・株式会社トランスコスモス
■「授業力」の向上					
◆「子供たちに身に付けさせたい力」は何か —資質・能力—					
学校における具体的な教育目標の設定	全校における具体的な教育目標(「子供たちに身に付けさせたい力」)の設定と、授業改善に係る取組みとの関連づけ	・各学校で参考にするための成29年度文科省委託事業における「資質・能力ルーブリック」の作成 ・子供たちに身に付けさせたい力に関する具体的な教育目標の設定と、授業改善に係る取組みとの関係を描いた「授業力向上プラン」の全校における策定(例年の「学力向上プラン」の抜本改訂) ・教務担当研修会における各校の授業力向上プランの具体的な活用方法の検討	・各校における「授業力向上プラン」の活用と全体の教員の意識改革 ・「授業力向上プラン」の継続的な見直し	・学校訪問等における「授業力向上プラン」に基づく聞き取りや指導の実施 ・各校における毎年の「授業力向上プラン」の更新の際のPDCAサイクルの見取り	ベネッセ教育総合研究所
カリキュラム・マネジメント	「授業力向上プラン」において設定した教育目標に向けた全校におけるカリキュラム・マネジメントの実施	カリキュラム・マネジメント研修による情報提供及び先進校の取組の紹介	・各校の意識改革 ・各校におけるノウハウ不足	・引き続きの研修の実施とグッドプラクティスの共有 ・PBLの計画に結びつけたカリキュラム・マネジメントの実施の支援	
◆子供たちが何を学ぶか —教育内容—					
◇PEERカリキュラムを中心とした新たな学びの推進					
プログラミング教育	全校における質の高いプログラミング教育の実施 ※プログラミング教育:自分が意図する一連の活動を実現するための動きの組み合わせや、一つ一つの動きに対応した記号の組み合わせについて論理的に考えていく力(プログラミング的思考)を育む教育	・プログラミング・ICT教育推進委員会の設置 ・小中一貫カリキュラム(時数)の設定 ・ミニマムスタンダードとしてのプログラミングテキストの作成 ・研究校の指定(戸南小、芦原小)	・小中一貫カリキュラムの円滑な実施 ・教材・実践事例集の開発 ・教員の指導力不足、抵抗感	・小中一貫カリキュラムの実施(年間時数)(小学校)H30: 全学年で年間3時間程度、H31: 小4~6は年間6時間程度に増加、H32: 小4~6は年間10時間程度に増加(中学校)H30: 中3のみ年間3時間程度、H31: 全学年で年間3時間程度、H32以降: 年間6時間程度(推進委員会にて検討中) ・プログラミング・ICT教育推進委員会による小中一貫カリキュラムの充実、教材・実践事例集の開発 ・産官学との連携による教員研修の実施(中学校悉皆研修) ・センター研究員による先進的な実践 ・各研究校の指定(戸一小・戸南小)とフィードバック	・インテル株式会社 ・株式会社ベネッセコーポレーション ・株式会社ソニー・グローバル・エデュケーション ・株式会社アーテック ・ソフトバンクC&S株式会社 ・グーグル株式会社 ・株式会社LoiLo ・一般社団法人ICT CONNECT 21 ・arm株式会社

	目標	現行の取組	課題	今後の施策	関連データ	主な連携先
英語教育	<p>・小・中9年間の一貫した英語教育を通して育てたい子供像 一誰とも主体的に関わろうとする子供、互いの気持ちや考えを英語で伝え合うことができる子供、豊かな国際性を身に付けた子供</p> <p>・中学校卒業時には英語でプレゼンテーションができる子供の育成</p> <p>・中学校卒業時には英語検定3級以上の取得率70%以上を目標</p>	<p>・小中一貫英語教育改革カリキュラム(小学校) 1・2年生は年間20時間、3～6年生は年間70時間(ロング+モジュール)の英語教育を実施(H31-)</p> <p>(中学校) 戸田市版CAN-DOリストを活用したオールイングリッシュの授業</p> <p>・英検受験料補助(小6: Jr.ゴールド、中3: 3級)</p> <p>・戸田市英語教育推進委員会の設置</p> <p>・英語教育推進リーダーを活用した研修</p> <p>・優れた有識者による指導</p> <p>・全小・中学校にALTを常勤配置(H20-)</p> <p>・デジタル教科書等のICTの活用</p> <p>・小中連携授業研究会の実施(小学校3校、中学校2校)年間5回</p> <p>・産官学民と連携した英語教育</p>	<p>(小学校)</p> <p>・校内研修が進んでいない学校で教員間の指導力の差が大きい。</p> <p>・週3回のモジュール学習が始まったことで負担を感じている教員が多い。</p> <p>・教員の英語力(ALTとのTTIにおいて、ALTに任せきりになっているなど)</p> <p>・「読むこと・書くこと」(高学年)に不安を感じている教員がいる。</p> <p>(中学校)</p> <p>・目的のあるコミュニケーション活動を設定できず、考えや気持ちを伝え合う活動が少ない授業がある。</p> <p>・ICTを使うことが目的になり、生徒の発話量が少ない授業が散見される。</p>	<p>【アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善】</p> <p>・英語指導用ルーブリックの作成・活用</p> <p>・5領域統合言語活動の充実</p> <p>・エビデンスに基づく授業改善(全国学調、県学調、英検等)</p> <p>【教員の英語力向上】</p> <p>・小学校教員の英語免許状取得の促進</p> <p>・教員の英検取得を促進(小学校:2級、中学校:準1級)</p> <p>・産官学と連携した質の高い研修</p> <p>【グローバル人材の育成】</p> <p>・香港日本人学校のグローバルクラスの児童と戸田市内小学校との交流授業</p> <p>・イマージョン教育の検討</p> <p>・EdTechの推進(遠隔授業、AIロボットなど)</p>	<p>中学3年生の英検3級取得率</p> <p>・(H29):55.9%(3級42.5%、準2級13.4%)</p> <p>※全国平均は36.6%</p> <p>・(H30):58%(3級40.1%、準2級17.9%)※全国平均は未発表</p> <p>教員(臨採を除く)英検準1級以上取得率</p> <p>・(H29):小学校:1%、中学校:47%</p> <p>・(H30):小学校1%、中学校64%</p>	<p>・文部科学省</p> <p>・国立教育政策研究所</p> <p>・上智大学</p> <p>・武蔵野大学</p> <p>・青山学院大学</p> <p>・日本英語検定協会</p> <p>・サイエイ・インターナショナル</p> <p>・Soft Bank C&S</p> <p>・株式会社 LoiLo</p> <p>・株式会社 mpi松香フォニックス</p> <p>・カシオ計算機株式会社</p>
経済教育	<p>各校における経済教育の実施 ※経済教育:環境がどのように変化しようとも、とるべき行動や進むべき進路について最適な選択をするための学びにつなげる教育</p>	<p>・市民大学と連携した「経済教育マイスター」の育成</p> <p>・研究校の指定(東中、東小、喜沢小)</p> <p>・教員研修の実施(各校1名)</p> <p>・実践例の収集・共有</p>	<p>どの学校にも取り入れやすいカリキュラム案の作成</p>	<p>・教員向け研修の充実</p> <p>・研究校を中心とした授業実践の検証、蓄積</p> <p>・小中一貫カリキュラムの作成</p> <p>(小1～小6セサミストリートカリキュラム、小6～中3経済教育)</p>		<p>・一般社団法人CEEジャパン</p>
リーディングスキル(読解力)	<p>リーディングスキルの視点を取り入れた各教科等の授業改善の実施</p>	<p>・小6及び中学全学年を対象としたリーディングスキルの実態とその向上のための指導法に関する研究</p> <p>・全小・中学校でのリーディングスキルテスト(RST)の実施</p> <p>・小中学校における、リーディングスキルを育成する授業研究会の実施(新井紀子先生による御指導)</p>	<p>RSTを活かした、リーディングスキルを向上させる視点からの授業改善の取組についての具体策</p>	<p>・リーディングスキルの視点からの授業改善の在り方の検討</p> <p>・校内研修等を通じた理解増進</p> <p>・研究員による授業研究会の取組と周知</p> <p>・研究内容をまとめたリーフレットの作成</p> <p>・系統性のある指導計画の作成</p>		<p>・国立情報学研究所</p> <p>・一般社団法人「教育のための科学研究所」</p>
セサミストリートカリキュラム	<p>キャリア教育や多様性への理解等を促すセサミストリートカリキュラムの全小学校における実施</p>	<p>・パイロット校(新曾小・芦原小・喜沢小)による戸田市版セサミストリートカリキュラムの作成</p> <p>・新曾小にて発表イベント実施</p>	<p>全小学校実施に向けた、導入方法、教育委員会としてのサポートの仕方</p>	<p>・パイロット校の授業公開や教員研修などによる、全小学校へのカリキュラムの周知</p> <p>・全小学校におけるカリキュラム実施のサポート</p>		<p>NPO法人Sesami Workshop</p>
自己表現力	<p>自己表現力の向上のための取組の充実</p>	<p>・全小中学校を対象とした、企業講師のデモを取り入れたプレゼンテーション大会の実施(H28-)、プレゼンテーション大会の中学生のテーマ変更、評価基準ルーブリックの策定</p> <p>・劇団四季「美しい日本語の話し方教室」(H29-)</p>	<p>・プレゼンテーション大会の質の向上</p> <p>・話し方教室の年1回の実施</p>	<p>・プレゼンテーション大会における子供たちの発表事前準備のための取組の充実(PBLの成果発表の場とする等の検討)</p> <p>・話し方教室の次年度へ向けての日程調整</p>		<p>・インテル株式会社</p> <p>・株式会社キャリアリンク</p> <p>・劇団四季</p>
体力向上	<p>体力向上の推進</p>	<p>・戸田市体力向上推進委員会の設置</p> <p>・体力向上推進委員会授業研究会の実施(H30-)</p> <p>・産官学民と連携した取組の推進</p>	<p>・小中連携の推進</p>	<p>・小中で共通した体育授業のきまりの作成</p> <p>・小中の系統的な共通した補強運動の取り入れ(発達段階に応じて)</p> <p>・小学校低学年を対象とした、体育の授業へのスポーツトレーナーの派遣</p> <p>・民間企業との連携による中学校の部活動サポート</p>	<p>体力合計点の平均(80点満点)</p> <p>小5:男57.0(+2.9)、女59.5(+3.75)、中2:男44.1(+2.0)、女53.0(+3.0)</p> <p>※括弧内は全国平均との比較(出典)平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査</p>	<p>・青山学院大学</p> <p>・日本体育大学</p> <p>・西武ライオンズ</p> <p>・NPO法人戸田スポーツクラブ</p>
道徳教育	<p>「考え、議論する道徳」のさらなる推進</p>	<p>・平成30年度『指導の重点・主な施策』において「考え・議論する道徳」への質的転換について掲載、周知</p> <p>・デジタル教科書の導入</p>	<p>「考え、議論する道徳」への質的変換</p>	<p>・道徳部会及び学校訪問時の指導助言における平成30年度『指導の重点・主な施策』の活用</p> <p>・夏季専門研修会の実施</p> <p>・センター研究員道徳部会による授業実践</p> <p>・デジタル教科書の活用</p> <p>・ポプラ社との連携による教材研究(戸一小・戸東中)</p>		<p>株式会社ポプラ社</p>
情報モラル教育	<p>情報モラル教育の推進</p>	<p>・学習サイト「情報モラルスクール」等を活用した指導</p> <p>・カード教材を活用した情報モラルに関する授業の実施(市内全小・中学校の小3～中3の全児童生徒対象)(H30)</p>	<p>子供たちの日常生活に則した場面を題材とした取組</p>	<p>継続的な指導による、子供達の情報モラルの定着</p>		<p>LINE株式会社</p>

目標	現行の取組	課題	今後の施策	関連データ	主な連携先	
産官学民との連携	産官学民連携の戦略的な実施	・産官学民との連携について企業等と各学校との調整 ・自主的に連携を目指している学校の支援(例:企業等と連携したPBLやセサミストリートカリキュラム、海外の日本人学校との交流等)	・明確なコンセプトに基づく企業等へアウトリーチ ・各学校における産官学民との連携の戦略的活用	・今後目指したい教育に係る連携先企業等へのアウトリーチ(プロジェクト型学習(PBL)、STEAM教育、EdTechなど) ・各校におけるグッドプラクティスの横展開	過去に70社以上の企業等との連携	多数
◆子供たちがどう学ぶか —教育手法—						
◇プロジェクト型学習(PBL)の推進						
プロジェクト型学習(PBL)	各校におけるPBLの導入	・PBLのモデル校の設定 ・教育委員会とモデル校によるPBL勉強会の実施 ・PBLへの理解を深めるための研修(「Most Likely Succeed」上映) ・アメリカにおけるPBL先進校の視察	各校におけるPBL導入の支援	・PBL導入のための手引きやリーフレットの作成 ・企業と連携した効果的なPBLの導入(企業講師によるプロジェクト型探求学習プログラムの実施)		・公益財団法人日立財団 ・株式会社キャリアリンク ・FutureEdu Tokyo ・Mistletoe株式会社
◇ルーブリックを軸とした指導改善サイクルの確立						
「アクティブ・ラーニング推進のための戸田市型授業改善モデル」	ルーブリックを軸とした授業改善モデルの策定と各校への浸透	平成29年度文部科学省委託事業によるアクティブ・ラーニングルーブリックの作成	モデルの策定と各校における浸透の推進	・モデルの策定と具体策の充実 ・モデルの軸となるルーブリックへの教員の理解増進		
アクティブ・ラーニング指導用ルーブリックの活用と改善	アクティブ・ラーニング指導用ルーブリックの活用と改善	・平成29年度文部科学省委託事業によるアクティブ・ラーニングルーブリックの作成(十分な質的エビデンスに基づくもの) ・教員質問紙調査を指導用ルーブリックに準じたものに変更し、調査を実施 ・学校訪問での教員の自己評価を集計し、指導の重点的な施策に反映	質的エビデンスと量的エビデンスの両面からのアクティブ・ラーニング指導用ルーブリックの作成	・学校訪問を中心に指導用ルーブリックを活用し結果を集計(質的エビデンス) ・教員調査へのルーブリック項目の反映による、県学調と教員調査の結果分析による指導用ルーブリックの検証(量的エビデンス)		・慶應義塾大学
教員へのフィードバック	個々の教員の授業改善の契機となるような教員へのフィードバックの充実	数校において、県学調結果の希望教員へのフィードバック	質的エビデンスと量的エビデンスの両面からの教員への的確なフィードバック手法の開発	・県学調のフィードバックの仕方の検討 ・フィードバックする内容全体の設計		
学校訪問の改善、校内研修の充実	ルーブリックを軸とした学校訪問の改善と各校における校内研修の活性化	・学校訪問改革によるルーブリックを踏まえた各学校への指導の充実と研究協議会の質的向上	・学校訪問におけるルーブリックを踏まえた研究協議会の質的充実の支援 ・校内研修の活性化の支援	・研究授業改善のための具体策の検討 ・ルーブリックを活用した指導及び研究協議会の実施(学校訪問) ・校内研修の活性化(授業研究会の進め方研修の実施)		
教員研修	質の高い教員研修の実施	産官学民と連携した質の高い教員研修の実施(企業等の講師の招聘、民間の知見や高い社会人力を活用した教育実践など)	産官学民との連携による教員研修のさらなる充実	・アクティブ・ラーニング形式の教員研修の積極的導入 ・優れた教育実践の動画配信、オンライン研修システムのトライアル利用		・株式会社キャリアリンク ・株式会社Findアクティブラーナー ・NPO法人 Teach For Japan など
◇EdTechの推進						
EdTechの推進	テクノロジーを活用した効果的・効率的な教育を実現するためのEdTechの推進	・ICT環境の整備(タブレット型PC「クロムブック」の小学校への2,000台導入など) ・ICT支援員の各学校への定期派遣 ・「ロイロノート」の思考ツールを活用したアクティブ・ラーニングの推進 ・研究委嘱校におけるデジタル教科書等の活用に関する検討 ・Web会議で他自治体と接続しての教員研修(遠隔研修)や、海外日本人学校と接続しての交流	導入した機器の効果的活用	・ICT環境のさらなる整備(中学校へのタブレット型PC「クロムブック」の約1,000台導入、教員研修など) ・ハードの活用状況の現状把握と活用促進 ・ICT支援員の充実	「全国市区町村公立学校情報化ランキング」埼玉県内1位(H28) (出典)日経BP	・グーグル株式会社 ・株式会社Loilo ・株式会社ベネッセ ・株式会社富士電機ITソリューション ・LINE株式会社
■多様なニーズへの対応						
いじめ対策	いじめの徹底防止	・「いじめ防止基本方針」の策定 ・いじめ根絶ピースプロジェクトの実施	さらなる取組の推進	・さらなる取組の推進 ・他者の立場を理解したコミュニケーション能力の育成	いじめ認知件数:690件(小学校611件、中学校79件) (出典)H29いじめ問題行動調査	青山学院大学

目標	現行の取組	課題	今後の施策	関連データ	主な連携先	
特別支援教育	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進委員会にて支援学級及び通級指導教室の新設、増設等の検討 特別支援教育夏季研修会の実施 特別支援教育コーディネーター研修会の実施 発達専門医による医療相談 発達支援巡回相談員による教員への指導・助言 特別支援教育アドバイザーの任用 株式会社LITALICOとの連携による取組の推進 ①保育所等訪問支援事業による個別支援の充実及び学級経営改善研究 ②ペアレントトレーニング指導者育成研修 ③民間の先進的な知見を活用したアセスメントの共同研究 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級の設置率が低い。 特別支援学級、通級指導教室を担当できる人材が少ない。 保護者との連携・協力体制の強化 適切なアセスメントに基づいた個別の指導計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級の設置(新曽小・美谷本小) 引き続き関係部署と連携を深めた支援学級等の新設、増設等の検討、計画的な担当教員の確保、育成 特別支援教育アドバイザーの支援学級等担当教員への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> 発達情緒(通級):37名 難聴言語(通級):113名 特別支援学級:187名(小学校134名、中学校53名) 特別支援学級設置率:72.2%(H31年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社LITALICO 獨協医科大学 筑波大学
就学相談	就学相談の充実	早期からの就学相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 次年度小学校就学予定児への早期の就学相談 在籍児童生徒の早期の就学相談 	<ul style="list-style-type: none"> センターの担当職員による園長会議への出席等を通じた保育園、幼稚園への早期就学相談実施の周知 就学に関する説明会のためのあすなろ学園や幼稚園等への訪問 就学に関する説明会と個別相談会の開催 調査専門員訪問の早期実施 就学支援委員会の早期開催 他市の早期からの就学相談体制に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度就学に関する説明会の開催(全4回)出席人数:45名 平成30年度就学に関する個別相談会(25日間)相談件数:67件 就学支援委員会審議対象児童数:51名 	
不登校支援	不登校生の支援の充実	各校におけるさわやか相談室、教育相談センターにおけるステップ教室(適応指導教室)の設置	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒数に対して、さわやか相談室、ステップ教室等に通室する児童生徒(学習状況が確認できる児童生徒)が少なく、これらの仕組みが不登校児童生徒への受け皿としての機能を十分に有していない。 アウトリーチ型の支援の導入 学校の対応と教育センターの支援機能との連携 関係機関や民間団体(フリースクール等)の外部リソースの有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> 【ステップ教室】 フリースクールとの連携による、不登校児童生徒にとって最適な学びの場の創造 21世紀型スキルや非認知スキル育成、体験活動の充実の観点からのカリキュラム改善 ICT活用による個別学習の充実 大学生によるピアサポートの効果的な活用のための大学との連携強化(東京家政大学4名、玉川大学1名、大正大学1名) 【さわやか相談室】 SSW配置による不登校児童生徒の家庭連携支援の充実 ピアサポートを活用した学習支援及び相談補助 ICT活用による個別学習の充実 教育センターと連携した相談機能の強化(ネットワーク型機能の充実) 【アウトリーチ型支援の充実】 さわやか相談室とステップ教室が連携したアウトリーチ型支援 アウトリーチ型支援のためのピアサポーター育成と効果的活用 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の不登校児童数が増加傾向 H27:16人 H28:22人 H29:25人 中学校の不登校生徒の割合は県、国の平均を上回っているが、前年度比では約2割減少 県 H28:2.52% H29:2.84% 国 H28:3.14% H29:3.38% 市 H28:3.75% H28:2.99% (125人) (99人) 不登校児童生徒数124名中、ステップ教室への通級:11名(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人こども教育支援財団 東京家政大学等 株式会社すららネット
日本語指導	日本語が十分でない子供たちへの支援の充実	教育センターの日本語指導員(5名)による各校における日本語教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍児童生徒の増加に伴う日本語指導体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 【日本語指導担当教員】 日本語指導担当教員の配置(戸東、喜沢、戸一、戸二) 日本語指導教員向け研修の開催 教育センター日本語指導員との連携 【教育センター日本語指導員】 日本語指導教育相談希望者への早期対応 各小学校への日本語指導教材の整備 日本語指導担当教員への指導助言 	<ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度第1期日本語指導対応児童生徒数】 55名(内訳 日本語指導担当教員による日本語指導児童数30名、教育センター日本語指導員による教育相談児童生徒数25名) 【平成29年度第1期日本語指導対応児童生徒数】 25名 (H29からH30で30名増) 	
家庭学習支援	家庭学習支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 民間学習塾と連携した学習支援等 IT教材「ジャストスマイルドリル」を活用した学習支援 	取組の継続	取組の継続	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での学習(塾・家庭教師含む)を全くしない児童生徒の割合 小6:平日3.1%(+0.1%)、週末11.0%(+0.8%)、中3:平日7.5%(+2.0%)、週末13.0%(+2.0%) ※括弧内は全国平均との比較(出典)平成29年度全国学力・学習状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> TKM合同会社 株式会社ジャストスマイル

	目標	現行の取組	課題	今後の施策	関連データ	主な連携先
教育相談体制の充実(全体)	上記の取組を含めた、教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 全小中学校にSCを配置(週1日) 教育センターに教育心理専門員、SSW、日本語指導員を配置 教育センターにステップ教室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 学校と教育センターの支援機能の連動 学校の教育相談体制の強化 質の高い教育相談(SC、心理専門員の効果的な活用など) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談コーディネーターを中心としたネットワーク型教育相談体制の構築及び学校訪問・助言 SSWiは学校配置型へ移行(平成30年11月～) 小学校SCの在籍日数増(H30年度 週1日からH31年度 週2日へ) 質の高い心理系の専門人材の確保 		
■学校運営						
教員の働き方改革	教員の子供に向き合う時間や授業準備のための時間などを確保するための教員の働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」 業務効率化のためのインフラ整備(出勤管理ソフトや高速プリンタの導入など) 戸田市部活動方針の策定 負担軽減検討委員会の実施(H28-30)と、その成果しての各校の業務改善を促すためのハンドブックの作成、配布 カエル会議の実施(新管小) 	<ul style="list-style-type: none"> 各校における具体的な取組の推進 教職員一人一人の意識改革 	<ul style="list-style-type: none"> スクール・サポート・スタッフ(教頭サポート)を小学校へ1名、中学校へ1名配置 全校でのカエル会議の実施 		
学校運営の改善	学校運営の改善	<ul style="list-style-type: none"> 学校経営アドバイザーの任用 企業の視点からの学校への助言 	引き続き取組を実施	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き取組を実施 学校訪問における研究協議の進め方等に関する研修会の実施 		株式会社リバネス
コミュニティ・スクール	学校運営協議会を通じた学校と地域の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールディレクターの任用及び学校支援 管理職対象、会長対象、委員対象、地域連携教職員対象の研修会の実施 コミュニティ・スクールに関するリーフレットの作成、配布 先進校視察研修(市内・県外)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者へのコミュニティ・スクール制度の周知 学校運営協議会の運営の支援 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールディレクターの任用及び学校支援 各種研修会の実施 保護者向け啓発リーフレットの作成、配布 		
■戸田市型教育モデルの発信						
ロジックモデルの作成	戸田市の教育改革のビジョンと全体像を体系的に整理したロジックモデル作成	ロジックモデルの作成	戸田市全体のビジョンとの関わりの明示	<ul style="list-style-type: none"> ビジョンの追加 取組の継続的更新 		
広報	戸田市の取組に関する積極的な発信	<ul style="list-style-type: none"> 個々の施策について個別に広報 教育広報とだ(年3回発行) 戸田市教育研究集録(年1回発行) 指導の重点・主な施策(年1回発行) 戸田市教育委員会Facebook(随時更新) 	<ul style="list-style-type: none"> 全体戦略の策定、発信 	<ul style="list-style-type: none"> 全体戦略ドキュメント作成 facebookの活用の改善検討 動画の作成の検討 		

EBPM
の推進

👉 本市主導でEBPMを進める「教育政策シンクタンク」の設立

【成果】多様な連携先との共同研究の実施（非認知能力、リーディングスキルなど）
⇒本市主導でより主体的にEBPMを進めることができるよう、データ分析や研究のスキルを備えた「教育政策シンクタンク」の設立

授業力の向上
・
新たな学びへの挑戦

👉 ルーブリック・ベースの授業改善と「新たな学び」への挑戦

○子供たちがなぜ学ぶか（資質・能力）

【成果】各校の具体的な教育目標と取組を示す「授業力向上プラン」の策定
⇒・各校の「授業力向上プラン」に基づくPDCAサイクルの確立
・各校における目的志向のカリキュラム・マネジメントの推進

○子供たちが何を学ぶか（教育内容）

【成果】産官学民との連携による「新たな学び」への挑戦と試行錯誤により、教師の意識改革と教科横断的な授業改善が進行
⇒・引き続き各校の取組を支援（PEER、セサミカリキュラムなど）
・各校のグッドプラクティスの他校展開

○子供たちがどう学ぶか（指導法）

【成果】アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の指標となるルーブリックの策定、活用の促進
⇒学校訪問や校内研修等におけるルーブリックの活用推進
⇒プロジェクト型学習（PBL）の導入

EdTech
の推進

👉 ICT環境のさらなる整備と各校での活用支援

【成果】小学校へのクロムブック2,000台措置、ICT支援員派遣等の環境整備
⇒・中学校へのクロムブック1,000台措置、ICT支援員派遣
・ICT活用の具体的手法に関する研修会の充実

多様なニーズへの対応

👉 教育相談体制の強化と専門性の向上

【成果】・全小中学校にSCを配置（週1日）
・特別支援教育に係る就学相談の早期化、アドバイザーの任用
・民間企業との連携による特別支援教育に関する共同研究の実施
⇒・SCの在校日数増や心理系専門人材確保等による教育相談体制の強化
・引きこもりの不登校児童生徒へのアウトリーチ型支援
・電話相談やSNS相談の一部導入によるいじめ対策の充実

学校運営の改善

👉 各校のグッドプラクティス等の横展開、部活動サポート

【成果】・働き方改革の各校の取組事例に係るハンドブックの作成・配布
・全校における学校運営協議会の立ち上げの支援
⇒・働き方改革やコミュニティ・スクールに係る取組事例の展開と研修充実
・部活動における教師の負担軽減のための部活動サポート事業

報告事項

平成31年第2回教育委員会(定例会)

平成31年2月14日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 戸田第一小学校改築等工事基本計画書(案)について……………別紙
(教育総務課)
- ② 平成30年度市民大学公開講座について……………1
(生涯学習課)
- ③ その他

平成30年度 戸田市民大学公開講座

参加者募集

「人類はなぜ宇宙をめざすのか」 ～「はやぶさ」と日本人の心～

平成31年 **3**月**9**日 **土**
午後2時～3時40分

受付：午後1時30分～／市民大学閉講式：午後2時～2時10分

新嘗福祉センター ホール
(新嘗公民館)

講師：宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 名誉教授

ま と が わ や す の り

的川 泰宣 氏



JAXA宇宙教育センター
初代センター長(2005年)
日本の宇宙活動の「語り部」
「宇宙教育の父」と呼ばれている

プロフィール

1942年広島県呉市生まれ
東京大学工学部、同大学院博士課程、東京大学宇宙航空研究所
宇宙科学研究所教授・鹿児島宇宙空間観測所長・対外協力室長
宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 執行役を歴任
現在、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 名誉教授、はまぎん
こども宇宙科学館館長、認定NPO法人「子ども・宇宙未来の会」
名誉会長、国際宇宙教育会議日本代表、日本宇宙少年団顧問
ミューロケットの開発、日本最初の人工衛星「おおすみ」を始め
とする数々の科学衛星/探査機の誕生に活躍 1980年代には、
ハレー彗星探査計画に中心的なメンバーとして尽力

定員
対象
申込方法

300人
市内在住・在勤・在学者

参加費無料



生涯学習マスコット

平成31年2月1日(金)から受付を開始します。先着順。
講座名、氏名、電話、年代、市内在住・在勤・在学のいずれかを明示の上、
メール、電話、FAXにてお申し込みください。

申込締切：平成31年3月4日

※特別な配慮が必要な方は申込時にお申し出ください。

お申し込み
お問い合わせ先

教育委員会生涯学習課 (戸田市民大学事務局)

電話 048-441-1800 (内線342、466) FAX 048-432-9910
メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp



お申込みはこちら

戸田第一小学校改築等工事基本計画書（案）

目次（案）

I 基本方針	
01. 計画策定の背景と目的	01
02. 計画策定に当たって	01
03. 教育目標・方針	02
II 与条件整理	
01. 環境条件・既存施設概要	03
①計画地概要	03
②戸田第一小学校の沿革	04
③学区域について	05
④学級数及び児童数について	05
⑤現況図・既存校舎概要	06
⑥既存日影図	07
⑦既存樹木等の状況	08
⑧敷地周辺の状況	09
02. 関係法令チェックリスト	10
①関係法令等一覧表	10
②各法令・条例等チェックリスト	11
III 検討経過	
01. 建物配置比較検討表	21
①プール地上配置の場合	21
②プール屋上配置の場合	22
02. 検討結果	23
①配置案の決定	23
②工事中の屋外運動場代替地について	23
③敷地内既存樹木について	23
④既存校舎の石綿含有調査結果について	23
03. 継続検討事項	24
①仮設校舎の設置について	24
②新設プールの配置について	24
③工事中の給食確保策等について	24
④伐採樹木の活用方法について	24
⑤屋外運動場代替地の整備及び利用について	24
⑥既存校舎の石綿除去工事について	24
⑦防災機能について	24
⑧新設する学童保育施設について	24
⑨学校開放時に活用する施設について	24
IV 基本計画案概要	
01. 計画施設概要	25
02. 配置・平面計画	26
①プール地上配置の場合	26
②プール屋上配置の場合	27
03. 日影の検討	28
①プール地上配置の場合	28
②プール屋上配置の場合	29
04. 改築スケジュール・建替手順（案）	30
V 参考資料	
01. 戸田市立戸田第一小学校建て替え準備委員会要綱	32
02. 主な会議等の経過	35

I 基本方針

01. 計画策定の背景と目的

本市では、建築後45年以上経過している公共施設を対象に、平成26年度（2014年度）及び平成27年度（2015年度）に公共施設健全度調査を行いました。その結果、おおむね10年以内に建て替えを推奨される学校が4校（戸田第一小学校ほか3校）ありました。この調査結果を受けて、市では、公共施設再編プランを平成28年度（2016年度）に策定し、計画的に各学校の建て替えを進めています。

戸田第一小学校については、公共施設再編プランの第1期計画において、平成35年度（2023年度）に再編すると定められております。本計画は、同プランに基づく計画的な建て替えを実施するため、平成31年度（2019年度）から実施予定の設計業務に先立ち、建物の大まかな配置や設計条件、工事費概算額等をまとめるものです。

02. 計画策定に当たって

本計画の策定に当たっては、「戸田市立戸田第一小学校建て替え準備委員会」において、学校関係者や地域の方々、市の関係部署の職員が集まり、建て替えに関し必要な事項を協議しました。生徒数に対して狭小な敷地内での建て替えであることなど、様々な制約がある中で、より良い基本計画となるよう、それぞれの立場から活発な意見交換を重ね、本計画をまとめました。

03. 教育目標・方針

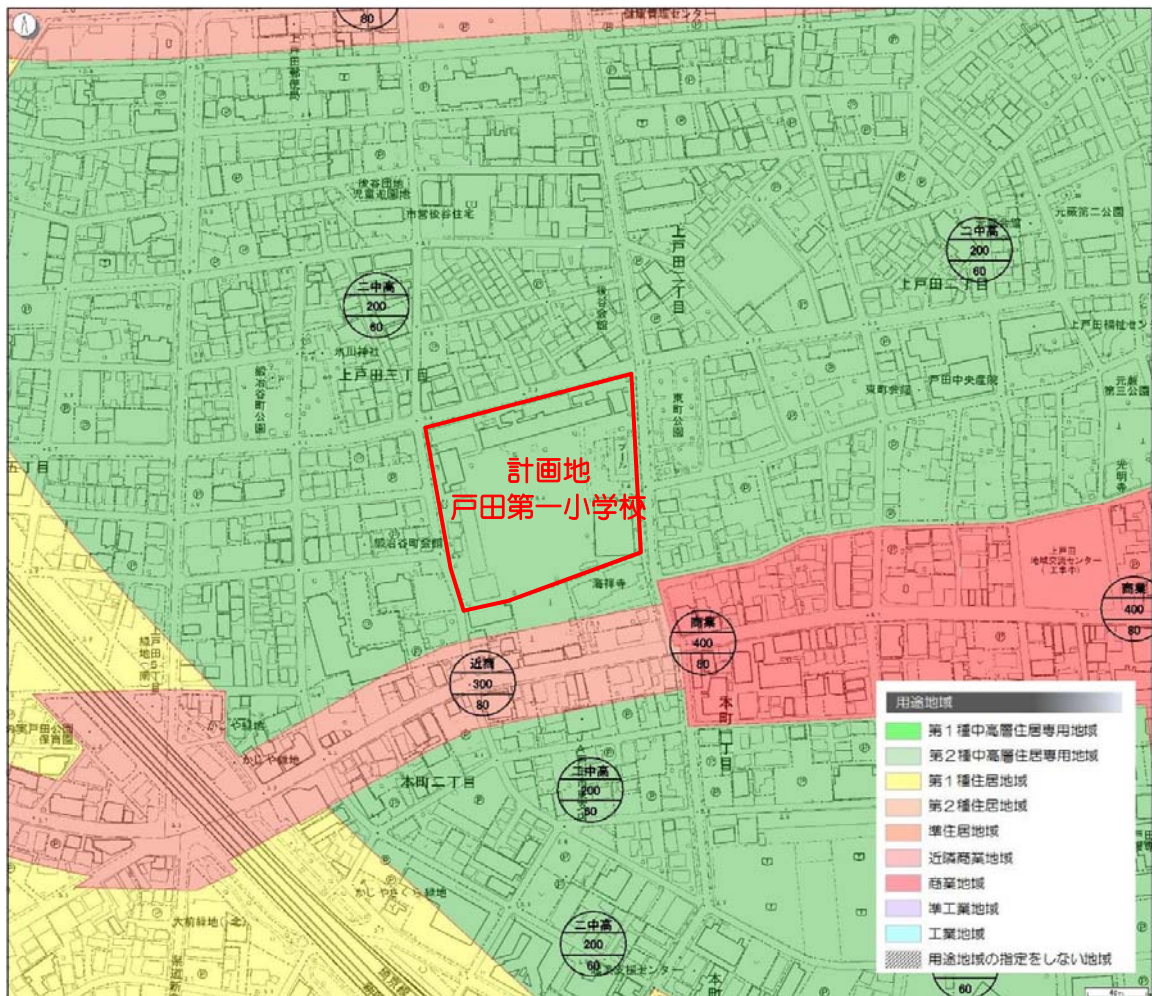
校 訓	「誠実」 「剛毅」 「勤儉」
学校教育目標	「気づく」 「創る」 「助け合う」
目指す児童像	(1) 笑顔でしっかりあいさつのできる子
	(2) 将来の夢と学ぶ意欲をもち、集中できる子
	(3) やさしさと思いやりにあふれた子
	(4) 元気にはつらつと行動できる子
	(5) 規則正しい生活ができ、体を鍛える子
	(6) 先生や大人を信頼する子
	(7) 美しいものに感動する素直な心をもち、すすんで働く子
	(8) 地域に関心をもち、大切にする子
目指す学校像	(1) あいさつと笑顔があふれる学校
	(2) 創意と活力ある教育活動を展開する学校
	(3) 非認知スキルを含む豊かな人間性の育成を推進する学校
	(4) 夢をもたせ学力の伸長に努める学校
	(5) 体力向上と健康づくりに努める学校
	(6) 教えるプロとしての教師力を向上させ、保護者の信託に応える学校
	(7) 潤いのある環境づくりに努める学校
	(8) コミュニティ・スクールとして児童・保護者・地域との絆を深める学校

(戸田第一小学校 平成30年度 学校教育目標・学校経営方針 より)

01. 環境条件・既存施設概要

①計画地概要

- 所在地 戸田市上戸田3-7-5 (住居表示)
- 敷地面積 17,162㎡
- 用途地域 第二種中高層住居専用地域
- 建蔽率 60%
- 容積率 200%
- 日影規制 4.0h - 2.5h 測定面4.0m
- 高度地区 第1種高度地区 (建築物の高さの最高限度：25m)
- 前面道路 東側：12.0m~12.5m (市道 第2036号線)
西側：6.0m~9.0m (市道 第2055号線)
北側：11.0m (市道 第2038号線)



②戸田第一小学校の沿革

明治10年	上戸田学校として開校（開校記念日）を5月1日とする
明治43年	上戸田、下戸田、新曽各尋常小学校が合併し、戸田尋常小学校と改称
大正2年	高等科を設置
大正6年	校歌制定
大正12年	関東大震災にて校舎2棟全壊
昭和元年	校舎震災前と同様に復興
昭和15年	校舎1棟新築
昭和16年	戸田国民学校と改称
昭和23年	給食C型実施 PTA結成
昭和27年	戸田第一小学校と改称（戸田第二小学校分離新設）
昭和32年	完全給食実施
昭和33年	平家1棟（4教室）増築
昭和34年	鉄筋校舎（二階建6教室）増築落成
昭和35年	新曽小学校が独立分離 学校区一部変更
昭和38年	特殊学級設置、戸田東小学校分離新設 学校区一部変更
昭和39年	新校舎（鉄筋三階建27教室）落成（平家木造1棟除き旧木造校舎取りこわし）
昭和41年	戸田市制施行により校名を戸田市立戸田第一小学校とする
昭和43年	戸田南小学校分離独立 学校区一部変更
昭和45年	水泳プール改装新設落成
昭和50年	増築校舎（鉄筋三階建6教室）完成
昭和52年	開校百年記念式典挙行（開校百年之碑 李子 元三 先生之像完成）
昭和63年	本校舎2階・3階手摺の塗装工事完了、本校舎と新校舎通路の塗装工事完了
	体育館床の塗装工事完了
平成元年	パソコンルーム新設
平成3年	焼窯新設、校舎塗装工事、アルミサッシ工事完了
平成4年	本校舎間仕切り改修工事完了、本校舎便所改修工事完了
平成6年	旧校舎床及び内装工事完了、夜間照明6基設置、ジャングルジム設置
平成7年	災害用飲料水貯水槽設置、防災室設置、掲揚塔改装新設
	体育館外壁塗装工事・体育館緞帳工事
平成8年	体育館床張替工事・体育館通路改修工事
	開校120周年記念式典挙行（飼育小屋寄贈）
平成9年	増築に伴う本校舎改修工事完了
平成10年	本校舎増築工事・正門改築工事完了、屋上防水塗装（本校舎・西校舎）完了
平成11年	プール改修工事完了、防災井戸設置工事完了、耐震工事（北校舎）完了
平成12年	トイレ改修工事（西校舎2・3階）完了
平成13年	給食用小荷物専用昇降機改修工事完了
平成14年	西校舎改修工事完了
平成18年	開校130周年記念式典挙行、渡り廊下棟改修工事完了
平成19年	単独校給食調理場増設工事完了、自校給食開始
平成20年	仮設校舎設置
平成22年	本校舎トイレリニューアル、体育館耐震補強工事完了
平成23年	校外教育研究発表
平成24年	目の愛護ポスター学校賞受賞
平成25年	埼玉県学校保健優良学校として表彰
	文科省・県教委委嘱「確かな学力育成に係わる実践的調査研究」研究発表
	「学力向上等の方策に関する調査研究連絡協議会」文科省にて発表
平成26年	「私とてんみつ」小学生新聞コンクール若草奨励賞受賞
	戸田市教委委嘱「主体性をはぐくみ、学ぶ楽しさにあふれる授業づくり」研究発表
平成27年	埼玉県学校給食優良学校として表彰

③学区について

戸田第一小学校の通学区域は、上戸田1～5丁目、本町1丁目（1～3、8～13、18～23）、本町2丁目（1～3、5～8）、本町3丁目（13～15）、大字上戸田 です。

④学級数及び児童数について

戸田第一小学校の学級数及び児童数については、平成30年4月現在、過大規模校（31学級以上）となっており、今後数年間、学級数は高止まりとなる見込みです。

○戸田第一小学校の学級数及び児童数

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
学級数	34	34	34	34	34	35
児童数	1,016人	1,025人	1,036人	1,042人	1,040人	1,057人

※平成30年度は平成30年4月現在実数

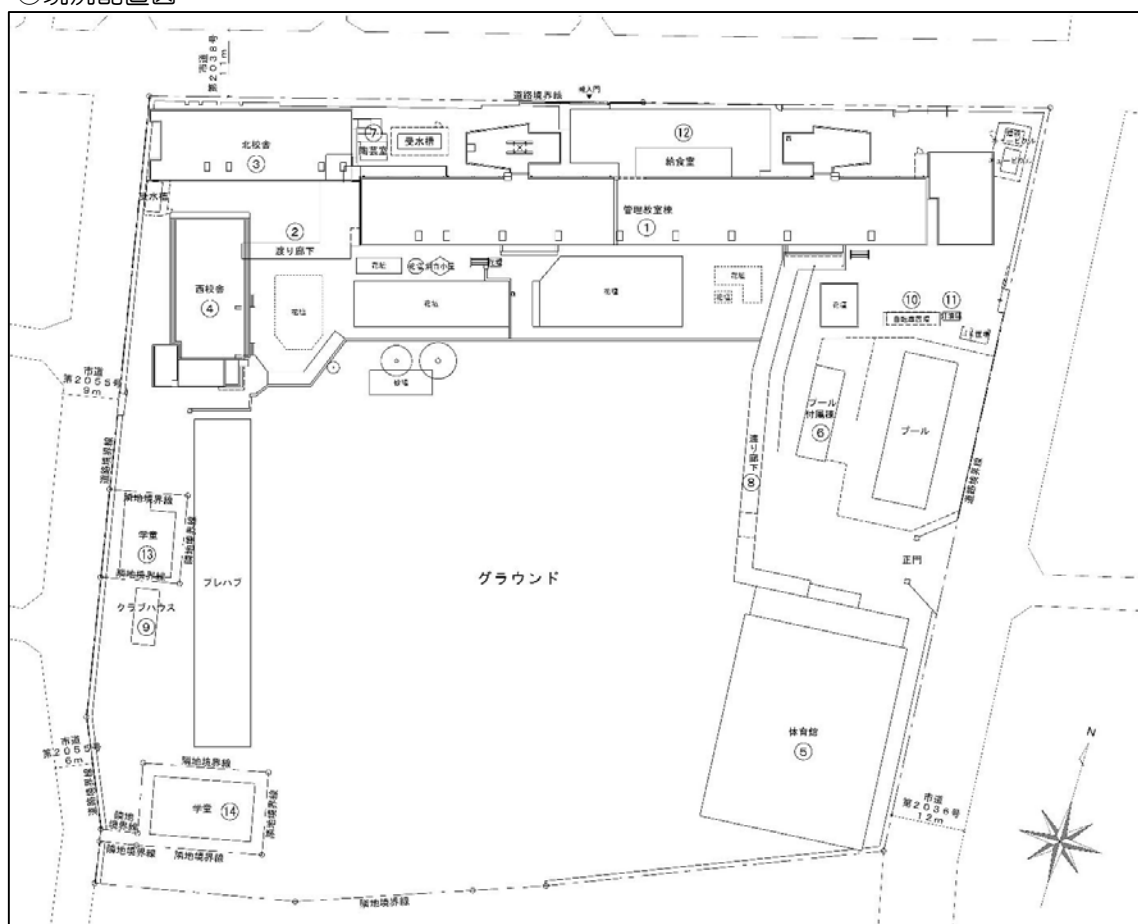
※平成31年度以降は、住民基本台帳より推計

⑤現況図・既存校舍概要

○施設規模

番号	施設等	竣工年度	床面積 (㎡)	建築面積 (㎡)
1	管理教室棟	S39、H10	3,748.61	1,266.31
2	渡り廊下	H19	230.11	117.90
3	北校舎	S34	531.90	265.95
4	西校舎	S50	867.68	381.61
5	体育館	S43	927.00	927.00
6	プール付属棟	S45	79.00	79.00
7	陶芸室	H10	12.24	12.24
8	渡り廊下	S47	126.89	126.89
9	クラブハウス	S52	33.12	33.12
10	自転車置場	H10	17.70	17.70
11	灯油庫	S51	3.51	3.51
12	給食室	H19	729.71	330.99
13	学童保育室 1	S52	72.90	72.90
14	学童保育室 2	H16	165.94	169.63
合計			7,546.31	3,804.75

○現況配置図



01. ⑥既存日影図

○建築基準法の日影規制について

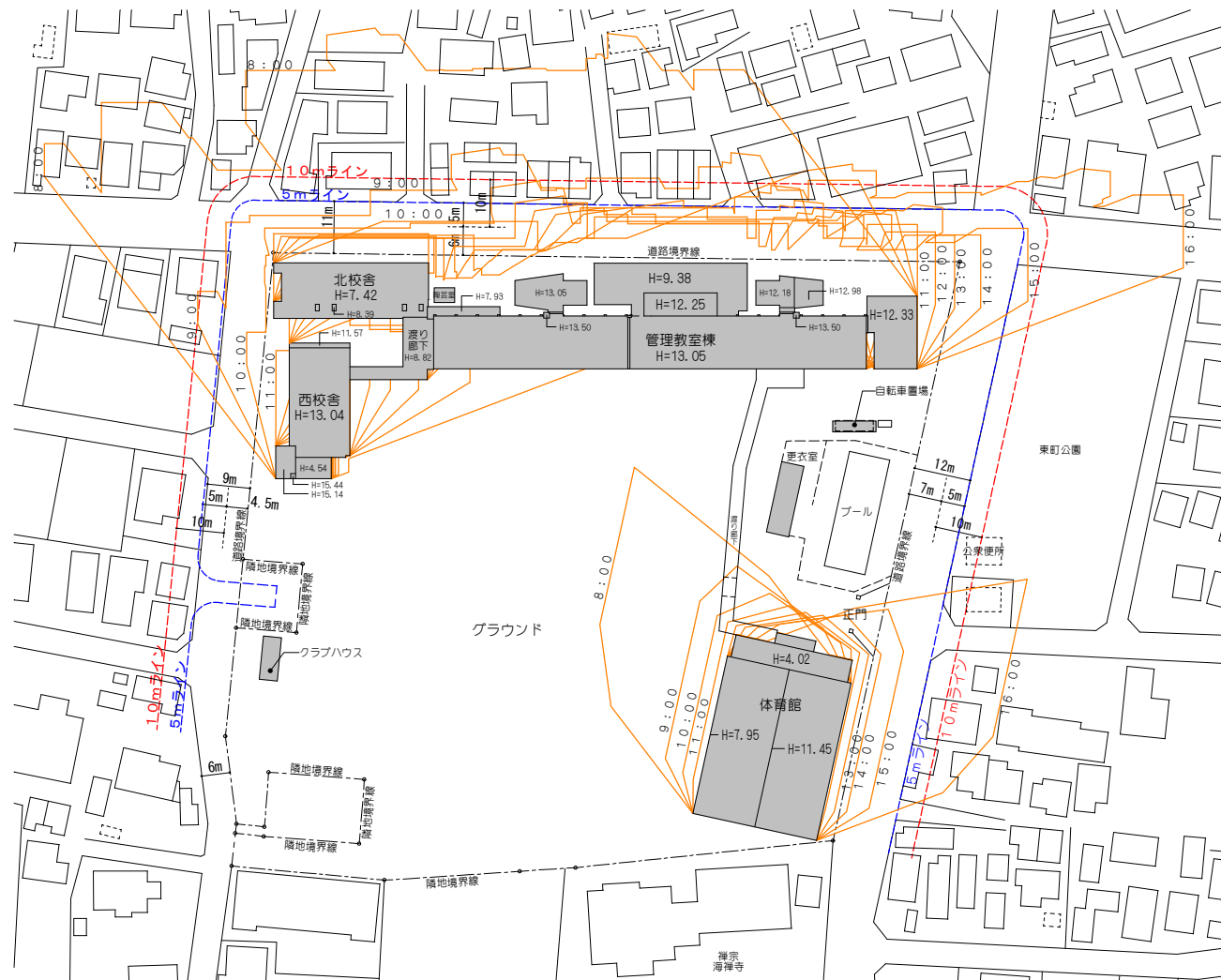
住居系および住居混在系用途地域に立地する中高層建築物が周囲の土地に生じさせる日影を制限し、良好な住居環境を確保することを目的としたものです。
 規制対象地域にある建築物は冬至の真太陽時における8時～16時までの間に、法で定められている5m・10mを超える範囲の測定面に、制限された時間以上の日影を生じさせてはなりません。
 日影規制を適用する区域、測定面高さ、規制値は各地方公共団体の条例で定められており、戸田市は右記計算条件のとおり、日影となる時間が、5mラインを超える範囲は4.0時間未満、10mラインを超える範囲は2.5時間未満と規定されています。
 既存校舎等については、図のとおり規制値以上の日影時間となっている場所はありません。

○計算条件

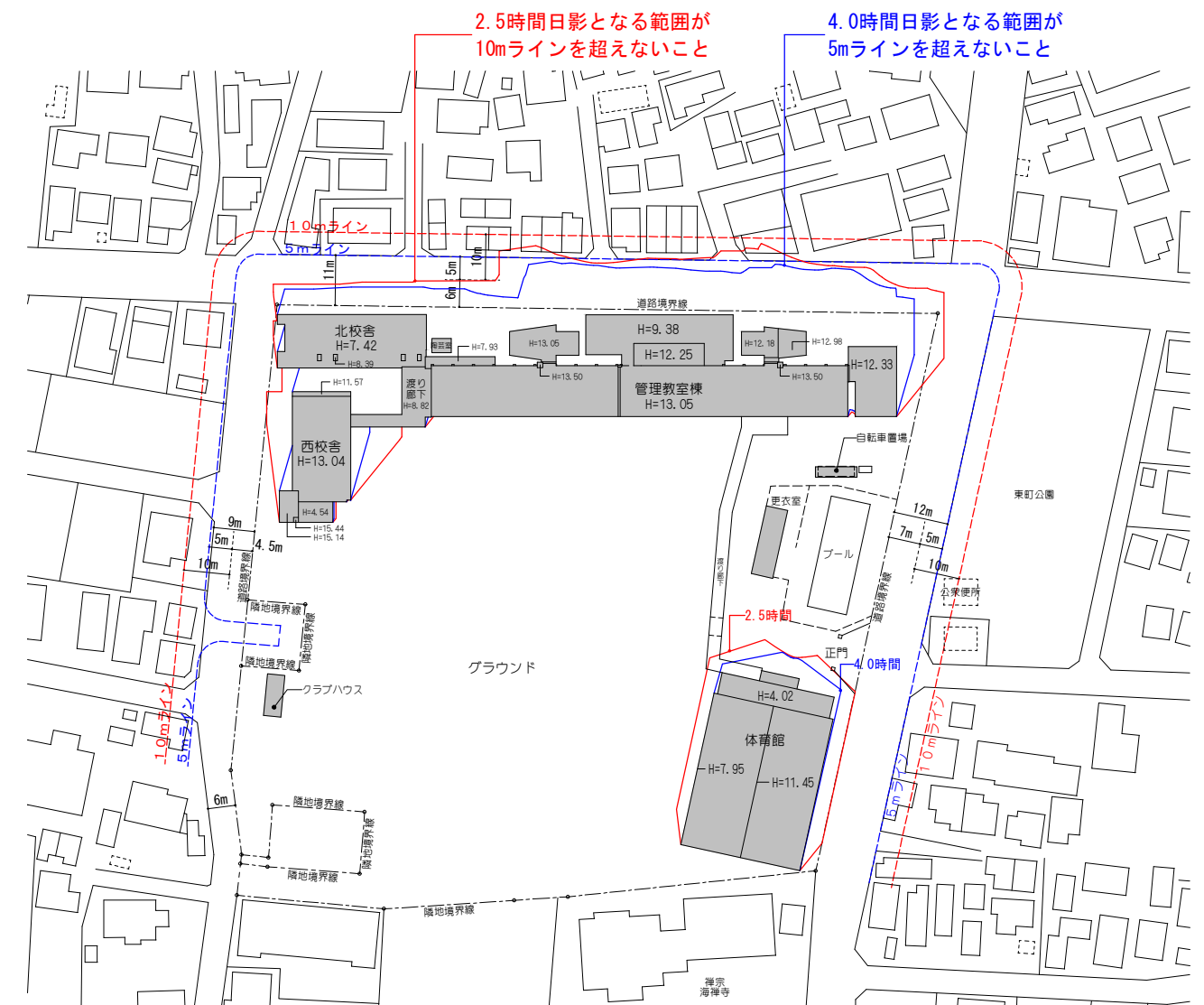
用途地域	第二種中高層住居専用地域
規制時間	5m 4.0時間 10m 2.5時間
測定面(地盤面)	4.0m(0.0)
北緯	36度00分00秒
東経	139度40分45秒
計算日	冬至
測定時間	8:00~16:00
計算時	真太陽時
計算ソフト	JWVCAD

○凡例

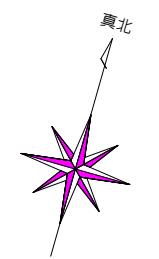
- : 1時間毎の日影ライン
- - - : 10m規制ライン
- - - : 5m規制ライン
- : 2.5時間日影となる範囲
- : 4.0時間日影となる範囲
- - - : 敷地境界線



時刻日影図 S=1:1500 ※1時間毎(8時~16時)の日影位置を表した図



等時間日影図 S=1:1500 ※日影適合確認用の図

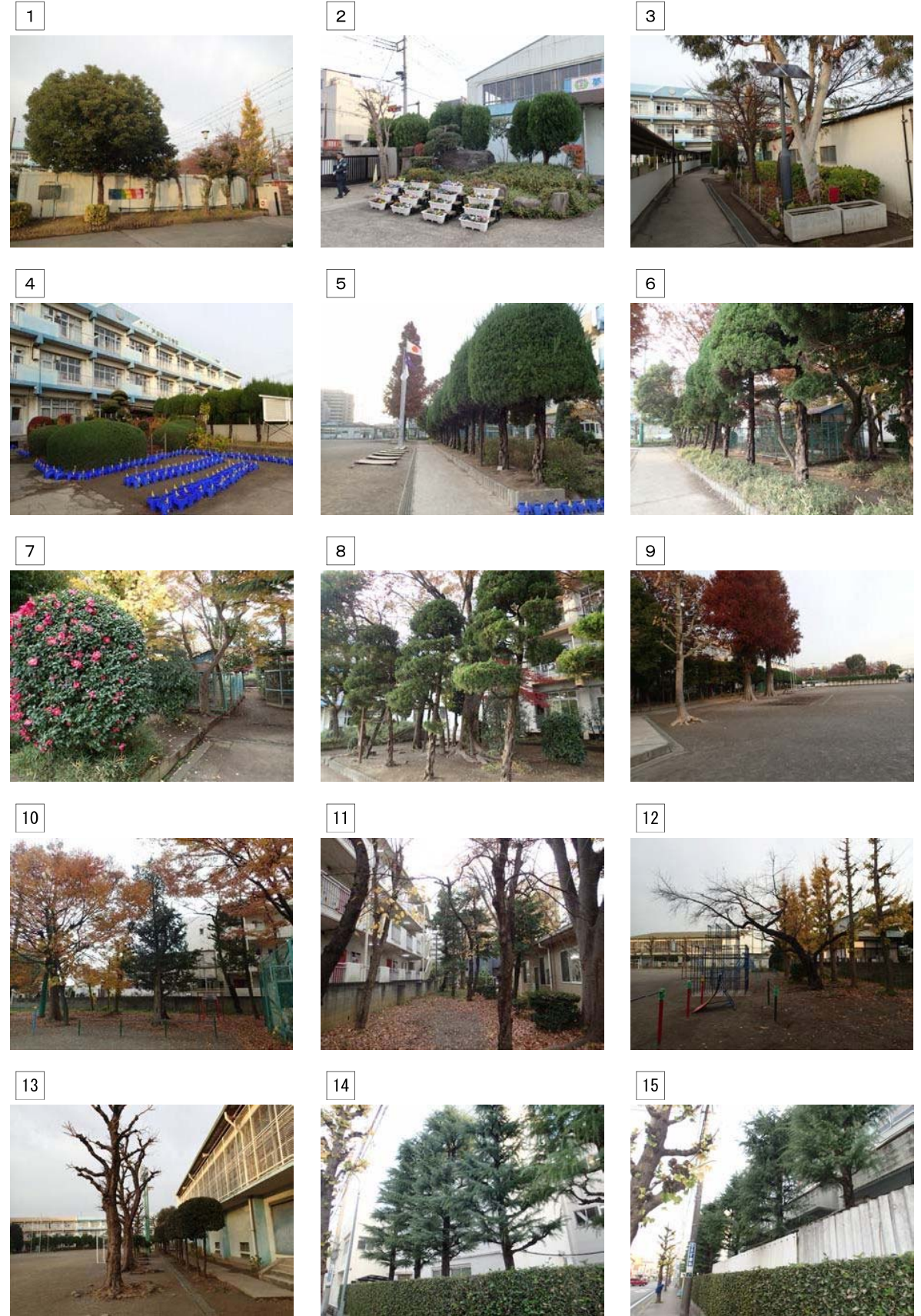
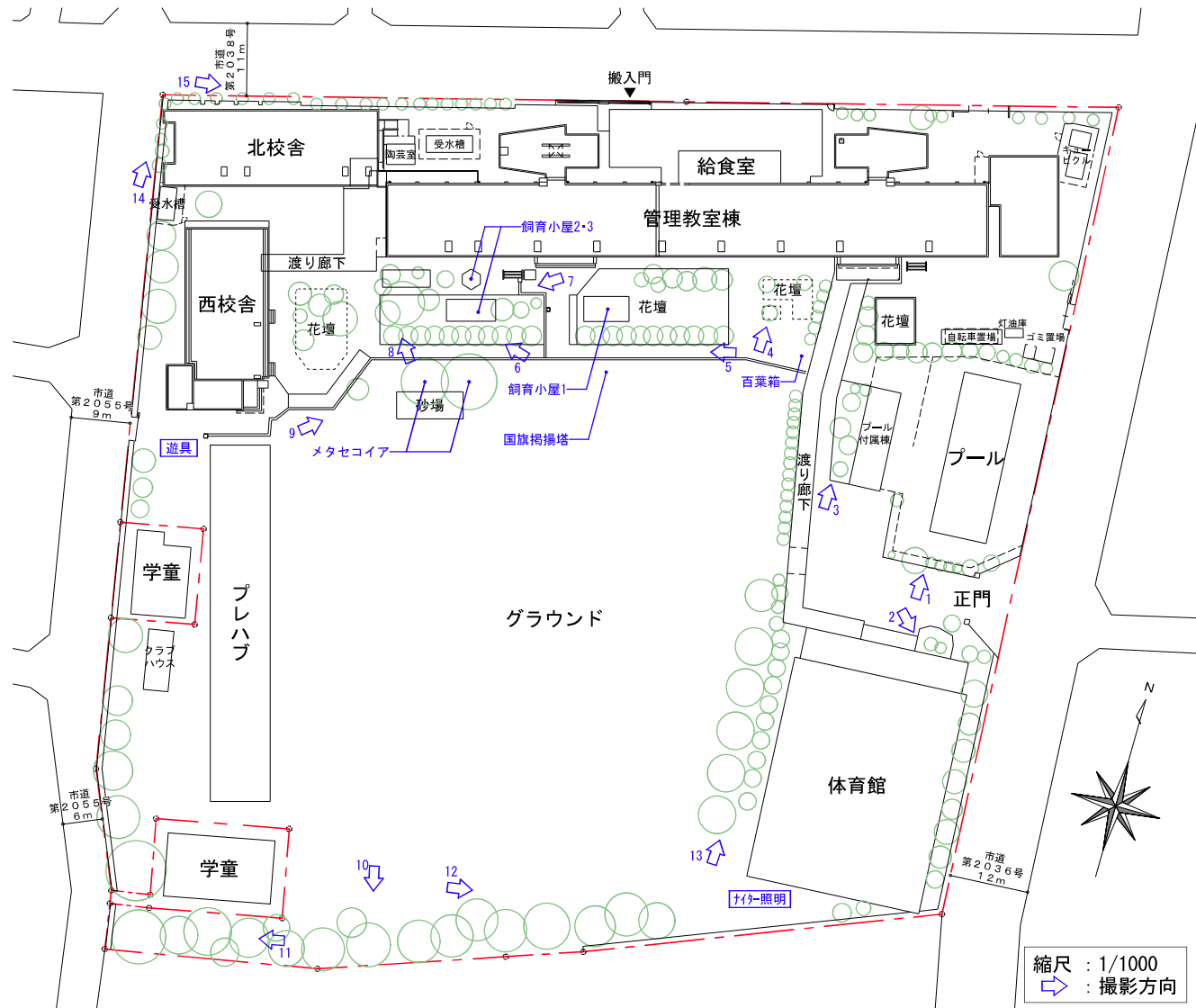


※本図は既存資料を元に作図したものです。

⑦既存樹木等の状況

計画地の既存樹木等調査結果を下記に示します。

凡例 ○ : 樹木を示す



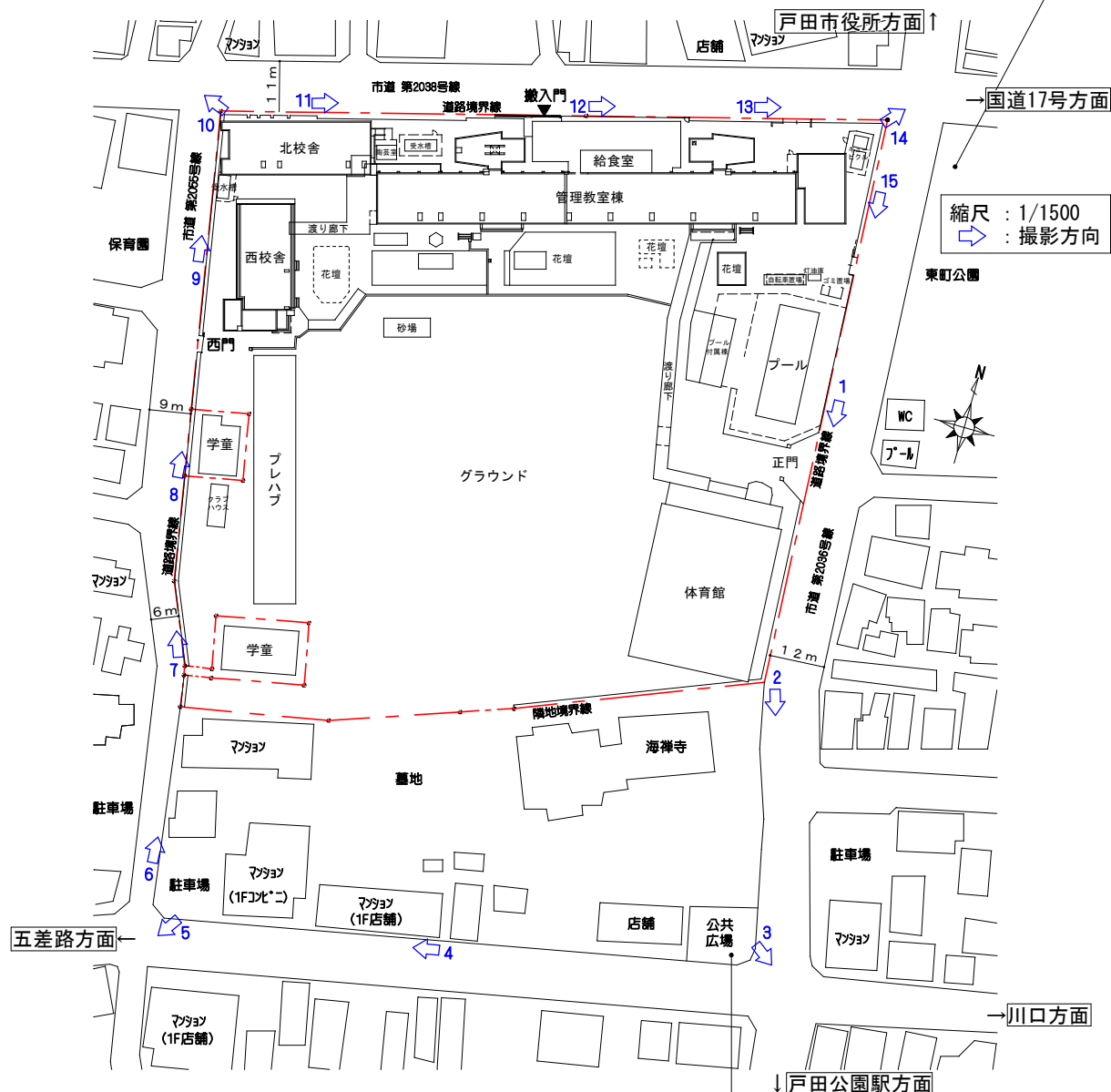
⑧敷地周辺の状況 周辺道路及び周辺建物の調査結果を下記に示します。

【北側について】

- ・国道17号へとつながる道路。交通量は西側道路に比べ多い
- ・学校側には歩道が整備されている
- ・戸建て住宅、共同住宅、商業施設が混在している

【東側について】

- ・戸田公園駅へとつながる道路で前面道路の中では交通量が最も多い
- ・道路の両側に歩道が整備されており、見通しは良好
- ・公園があり、戸建て住宅が並び、南方面には中規模の共同住宅が多い



【西側について】

- ・スクールゾーン(7:30-8:30)。南から北への一方通行道路
- ・道路幅員は6~9mと他の前面道路に比べ狭く
- ・前面道路の中では最も交通量が少ない
- ・戸建て住宅、アパートが並び、保育園が西門付近にある

【南側について】

- ・寺、マンションと接している
- ・白線による歩道の区別はあるが、構造物による歩車分離はされていない
- ・道路に沿って商業施設と共同住宅が比較的多い
- ・東側交差点に公共広場がある



02. 関係法令チェックリスト

建て替えに当たり、特に留意する必要がある主な関係法令等を以下に示します。表にないものも含めて、関係法令等を順守しながら取組を進めます。

①関係法令等一覧表

A. 関係法令		
●	1) 建築基準法・同施行令	国土交通省
●	2) 消防法・同施行令	消防庁
	3) 学校教育法	文部科学省
	4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律	国土交通省
	5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省
	6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	国土交通省
	7) 土壌汚染対策法	環境省
B. 関係条例		
●	1) 埼玉県建築基準法施行条例・同施行細則	埼玉県
	2) 埼玉県建築物バリアフリー条例	埼玉県
●	3) 埼玉県福祉のまちづくり条例	埼玉県
●	4) 埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	埼玉県
	5) 埼玉県生活環境保全条例	埼玉県
●	6) 戸田市都市景観条例	戸田市
	7) 戸田市宅地開発事業等指導条例	戸田市
	8) 戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例	戸田市
C. 関係指針		
	1) 小学校施設整備指針	文部科学省
	2) 学校施設バリアフリー化推進指針	文部科学省
D. その他		
	1) 埼玉県建築物環境配慮制度	埼玉県
	2) 戸田市環境基本計画	戸田市
	3) 戸田市緑の基本計画	戸田市

●：詳細内容を②各法令・条例等チェックリストに示す。

②各法令・条例チェックリスト

A - 1) 建築基準法・同施行令

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
道 路	建法42条1項一号	東12.0m~12.5m 西6.0m~9.0m 北11.0m	
用 途 地 域	建法48条3項	第二種中高層住居専用地域	
建築物の用途	建法48条4項 別表2(に)	学校(特殊建築物)	
容 積 率	建法52条	200%	
建 ぺ い 率	建法53条	60%	
道 路 斜 線	建法56条1項一号 建令131~135条の6	斜線規制: 1.25 適用距離: 道路の反対側の境界線より20m	
高 度 地 区	建法58条 (都計法9条17項)	第1種高度地区 建築物の高さの最高限度: 25m	
日 影 規 制	建法56条の2	10m以内: 4.0h 10mを越える範囲: 2.5h 測定水平面高さ(4.0m) 北側隣地の用途地域 2中高	
防火・準防火	建法62条	準防火地域	
耐 火 要 件	建法27条 建法35条 建令107条	学校(3階以上・2000㎡以上)→耐火建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切壁(耐力壁) 1時間 ・外壁(耐力壁) 1時間 ・柱、梁 1時間 ・床 1時間 ・間仕切壁(非耐力) 30分 ・屋根 30分 ・階段 30分 避難施設(廊下、階段、出入口)、消火設備、排煙設備、非常用照明、敷地内通路等を避難上、消火上支障のないようにしなければならない。	
居 室 の 採 光 ・ 換 気	建法28条1項 建令19条、20条 建法28条2項	採光面積: 居室の床面積の1/5以上 緩和あり(S55.12.1 告示第1800号) 教室 1/7 視聴覚室・音楽室 1/10 床面上50cmで200lx以上の照明を設ける場合 換気面積: 居室の床面積の1/20以上	
天 井 高 さ	建令21条1項	居室 2.1m以上	
階 段	建令23条 建令24条1項 建令120条 建令121条1項五号	<小学校(児童用)> <ul style="list-style-type: none"> ・階段・踊場の巾 140cm以上 ・蹴上寸法 16cm以下 ・踏面寸法 26cm以上 ・踊場 高さ3.0m以内毎 ・直通階段 2以上 ・直通階段の設置距離 50m以下 (緩和60m以下) 	

表示: 建築基準法→建法 建築基準法施行令→建令

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
廊 下	建令119条	<小学校> 廊下幅員：両側に居室あり 2.3m以上 その他の廊下 1.8m以上	
敷 地 内 通 路	建令128条	有効幅員 1.5m以上	
防 火 区 画	建令112条	<耐火建築物> 面積区画 1,500㎡以下毎 竪穴区画	
間 仕 切 壁	建令114条2項	防火上主要な間仕切壁：準耐火構造以上(45分) 小屋裏又は天井裏に 達せしめる。	
内 装 制 限	建法35条の2 建法35条の3 建令128条の4	<学校>→制限なし 但し 無窓居室・火気使用室：準不燃以上	
排 煙 設 備	建法35条 建令126条の2 建令126条の3	適用除外 (建令126条の2 1項二号「学校等」)	
非 常 照 明	建法35条 建令126条の4 建令126条の5	適用除外 (建令126条の4 三号「学校等」)	
非 常 用 進 入 口	建令126条の6 建令126条の7	非常用進入口に代わる開口部の設置。 (3階以上の階)	
避 雷 設 備	建法33条 建令129条の14 建令129条の15	建築物の高さ20mを超える建築物に設置。	

表示：建築基準法→建法 建築基準法施行令→建令

A - 2) 消防法・同施行令

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
用途区分	消法8条 消令1条の2 消令別表第1	<小学校校舎> (7) 項 小学校 <体育館> (16) 項ロ 複合用途	設計時の協議による
消火器具	消令10条	必要 (歩行距離20m以内毎に設置)	
屋内消火栓	消令11条	必要 (2, 100㎡以上) 主要構造部耐火構造(700㎡×3) 設置箇所: 階毎に25m以下毎	
屋外消火栓	消令19条	不要 (1階と2階の床面積の合計9, 000㎡以上) 耐火建築物	
自動火災報知設備	消令21条	必要 (500㎡以上)	
消防機関へ通報する火災報知設備	消令23条	必要 (1, 000㎡以上)	
非常警報設備	消令24条	必要 (非常ベル又は自動式サイロ、放送設備) 自動火災報知設備の設置範囲内は緩和あり	
避難器具	消令25条	必要 (2階以上の階) 主要構造部を耐火構造とした2階を除く 設置箇所: 200人以内毎に1箇所	
誘導灯・誘導標識	消令26条	必要 (誘導標識)	
連結散水設備	消令28条の2	不要 (地階700㎡以上)	
連結送水管	消令29条	不要 (階数7以上、又は階数5以上かつ延べ面積6, 000㎡以上)	
消防用水 (防火水槽)	消令27条	不要 (耐火建築物: 敷地面積20, 000㎡以上かつ延べ面積15, 000㎡以上)	
	(参考) 基準(項目15)	必要 (開発区域面積3, 000㎡以上)	
消防用活動施設	(参考) 基準(項目16)	必要 (4階以上又は軒高10m超)	

表示: 消防法→消法 消防法施行令→消令
: 戸田市宅地開発事業等指導条例技術基準→基準

B - 1) 埼玉県建築基準法施行条例・同施行細則

項 目	法令等条文番号	関連内容の要旨	備考
敷地と道路	条例4条	延べ面積1,000㎡以上の建築物の敷地 道路に6m以上避難上有効に接すること	
屋外階段の 構造	条例11条	木造としてはならない	
4階以上に 設ける教室等 の禁止	条例13条	特別支援学校の用途に供する建築物の 4階以上には教室等を設けてはならない	
木造校舎と 隣地境界線 との距離	条例14条	4.0m以上保たなければならない	
校舎の教室等 の出入口	条例15条	避難上有効な廊下、広間、屋外に面して2以上の 出入口を設けること (緩和あり) 耐火建築物かつ、避難上有効なバルコニー設	

表示：埼玉県建築基準法施行条例→条例 ・ 同施行細則→細則

B - 3) 埼玉県福祉のまちづくり条例

整備項目	条文番号	整備項目の要旨	備考
01 利用円滑化経路	(1)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を1以上確保 (一) 道等～利用居室 (二) 利用居室～多機能トイレ (三) 車いす使用者用駐車施設～利用居室	
	(2)	対象外、省略	
	(3)	対象外、省略	
	(4)	経路長さ：できるだけ短くする	
	(5)	階段又は段：経路上に設けない	ただし書あり
02 視覚障害者 利用円滑化経路	(1)	視覚障害者が円滑に利用できる経路を1以上確保 ・道等～案内設備	ただし書あり
	(2)	・道等～出入口(案内設備がない場合)	
	(3)	誘導ブロックの敷設	
	(4)	誘導ブロック敷設について緩和あり	
03 出入口	(1)	利用者の用に供する出入口 (一) 戸：衝突防止措置(全面透明の場合) (二) 自動制止装置：自動ドアの場合	
	(2)	利用円滑化経路を構成する出入口 (一) 幅員：有効幅80cm以上 (二) 戸：自動的に閉鎖する構造、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし	
04 廊下等	(1)	利用者の用に供する廊下等 (一) 仕上：粗面、滑りにくい材料 (二) 戸：3項(1) (三) 段：設けないこと(ただし書あり) (四) 誘導ブロック：階段等の上端に近接する部分 (五) 突起物等：通行の支障となるものを設けない	ただし書あり
	(2)	利用円滑化経路を構成する廊下等 (一) 幅員：有効幅1.2m以上 (二) 車いすの回転ができる場所の設置 (廊下の末端及び、区間50m以内毎)	
05 傾斜路	(1)	利用者の用に供する傾斜路 (一) 両側手摺：勾配1/12以上又は高さ16cm以上の場合 (二) 両側に側壁又は5cm以上の立上り (三) 路面の識別：前後の明度差大(容易に識別) (四) 誘導ブロック：傾斜の上端に近接する踊場部分	
	(2)	利用円滑化経路を構成する傾斜路 (一) 幅員：有効幅1.2m以上 (階段、段に併設する場合90cm以上) (二) 勾配：1/12以下(高さ16cm以下の場合勾配1/8以下) (三) 踊場：踏幅1.5m以上・高さ75cm以内毎	

整備項目	条文番号	整備項目の要旨	備考
06 階段		利用者の用に供する主たる階段	
	(一)	手摺を設ける	
	(二)	回り段の不可	
	(三)	路面の識別：踏面の色の明度差大	
	(四)	段の構造：段鼻の突出不可、蹴込み2cm以下	
	(五)	誘導ブロック：段の上端に近接する踊場部分	ただし書あり
07 昇降機	(1)	利用円滑化経路を構成するEV及び乗降ロビー (一) 停止階(利用居室、多機能トイレ、車いす使用者駐車場、地上階に停止すること) (二) 出入口幅員：80cm以上 (三) かごの床面積：1.83㎡以上、奥行き1.35m以上 (四) 対象外 (五) 音声周知装置(出入口が複数ある場合) (六) 停止階等表示装置・現在位置表示装置 (七) 乗降ロビー：高低差なし、有効幅・奥行き1.5m以上 (八) 制御装置設置：車いす使用者の利用容易な位置 (九) 手摺：かご内に設置 (十) 鏡：かご内に設置(車いす使用者開閉確認用) (十一) 出入口の戸：自動制止装置 (十二) 昇降方向表示装置：乗降ロビーに設置 (十三) 制御装置：視覚障害者が利用可能なもの (十四) 音声装置(昇降方向) (十五) 音声装置(階・戸の閉鎖) (十六) 災害時等(管制運転)：音声・文字表示装置	ただし書あり
	(2)	対象外、省略	
	(3)	対象外、省略	
	(4)	対象外、省略	
			ただし書あり
			ただし書あり
			ただし書あり
			ただし書あり
			ただし書あり
			ただし書あり
08 便所	(1)	高齢者・障がい者等の利用に配慮した便所(多機能トイレ)を1以上設置(500㎡以上) (一) 出入口幅員：80cm以上 (二) 戸：車いす使用者が容易に開閉可能(自動ドア等)前後に高低差なし (三) 戸の開閉：自動制止装置(自動ドアの場合) (四) 出入口：段差なし (五) 内部空間：車いす回転径(直径1.5m)確保設備の適切な配置 (六) 床面仕上：粗面、滑りにくい材料 (七) オストメイト設備(努力義務) (八) 洗面器：(イ)高さ等：車いす利用者に配慮(ロ)強固な構造(ハ)水栓器具は容易に操作可能なもの (九) 案内表示設置	
	(2)	次の基準に適合する便所を1以上設置(男女別) (一) 車いす利用可能、腰掛便座、手摺 (二) 出入口幅員：8項(1)(一)トイレ、トイレ共	

整備項目	条文番号	整備項目の要旨	備考
		(三) 戸：8項(1)(二)(ト化、ト化共) (四) 出入口：8項(1)(三)(ト化、ト化共) (五) 洗面器：8項(1)(八) (六) 案内表示設置(ト化又はブ-ス)	
	(3)	2,000㎡以上の建築物は①又は② ①多機能ト化 1以上+基準適合便所 1以上(男女別) ②多機能ト化 2以上	
	(4)	男子用小便器：子供用床置き(1以上)	
	(5)	男子用小便器：床置き+両側手摺(1以上)	
	(6)	乳幼児用設備1以上設置(500㎡以上) (一) 乳児用缶 (二) 乳児用ﾊﾞｯﾄ等 (三) 案内表示設置	
	(7)	対象外、省略	
09 浴室		浴室、シャ-室、更衣室を設ける場合それぞれ1以上整備	
	(1)	出入口の構造：8項(1)(一)～(四)	
	(2)	更衣ブ-ス又はシャ-ブ-スの有効幅：80cm以上	
	(3)	シャ-、手摺等の適切な配置	
	(4)	空間・段：車いす使用に配慮、段を設けない	
	(5)	水栓器具は容易に操作可能なもの	
10 客室		対象外、省略	
11 客席		対象外、省略	
12 ｶｯﾀ-等	(1)	ｶｯﾀ-(記載台、公衆電話台)の構造：車いす利用に配慮	
	(2)	券売機等：高齢者、障がい者等の利用に配慮	
13 案内板等	(1)	案内板又は表示板配慮事項 (一) 高齢者、障がい者：位置、高さ、照明等 (二) 高齢者、障がい者：文字の大きさ、書体、配色 子供等：平仮名、図、記号等による表示 (三) 視覚障がい者：点字、音声その他案内設備	
	(2)	主要な案内板(施設全体案内表示) 車いす使用者駐車施設、高齢者、障がい者に 配慮した設備の表示	
	(3)	聴覚障がい者に配慮した文字情報表示装置(努力義務)	
	(4)	誘導灯：視覚・聴覚障害者に配慮(点滅・音声等)	
14 駐車場等	(1)	車いす使用者駐車場設置数 全駐車台数の1/50以上(全駐車台数200以下)	
	(2)	駐車場内の利用円滑化経路を構成する通路：15項(2)	
	(3)	車寄せを設ける場合：高齢者、障害者等優先停車施設 (一) 乗降場所：幅及び奥行き1.5m以上 (二) 最も近い出入口からの通路：15項(2)	
	(4)	案内表示：高齢者、障害者等優先停車施設	

B - 4) 埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

整備項目	条文番号	整備項目の要旨	備考
対象行為	条例26条	敷地面積3,000㎡以上 確認申請、計画通知を要する建築物の建築 確認申請、計画通知提出前に届出	
面積基準	基準6-1	ア 用途地域が定められている区域 緑化必要面積＝敷地面積×(1－建蔽率)×0.5	
緑化面積の算定方法	基準6-1	<p>①樹木による緑化 緑化面積＝次の条件を満たす面積 $A \leq 1.8B + 1.0C + 4D + E$ A：樹木の植栽により緑化を行う区域の面積 植栽基盤を超えて樹冠(※)で覆われた部分がある場合は当該部分の水平投影面積を加えて良い B：植栽時の樹木の高さが4.0m以上の樹木の本数 C：植栽時の樹木の高さが2.5m以上4.0m未満の樹木の本数 D：植栽時の樹木の高さが1.0m以上2.5m未満の樹木の本数 E：植栽時の樹木の高さが1.0m未満の樹木の本数 (既存樹木は「植栽時」を「届出提出時」に読み替え) (※) 樹冠で覆われた部分の算定が困難な場合はみなし樹冠により算定可 【みなし樹冠】 植栽時の高さが4.0m以上の樹木・・・半径2.1m 植栽時の高さが2.5m以上4.0m未満の樹木・・・半径1.6m 植栽時の高さが1.0m以上2.5m未満の樹木・・・半径1.1m</p> <p>②芝、コケその他地被植物等による緑化 緑化面積＝植栽面積×0.9</p> <p>③草花その他これに類する植物による緑化 緑化面積＝植栽面積×0.9</p> <p>④ツル植物による緑化(壁面緑化に限る) ア 建築物の外壁に緑化補助資材を整備する場合 緑化面積＝補助資材で覆われている面積×0.9 イ ア以外の場合(フェンス等) 緑化面積＝当該壁面の直立部分の水平投影面長さ×1m×0.9</p> <p>⑤太陽光発電装置を設置の場合 パネルの水平投影面積を算入可</p>	
接道部の緑化	基準6-2	ア 緑化を要する接道部の長さ＝接道部×0.5 イ 緑化を要する接道部の長さ ＝接道部の長さ－出入口の長さ	
高木植栽本数	基準6-3	基準6-1 ①の緑化を行う面積20㎡あたりに 成木の高さ2.5m以上となる樹木を1本以上植栽	

表示：ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例→条例 条例施行規則→規 緑化基準→基準

B - 6) 戸田市都市景観条例

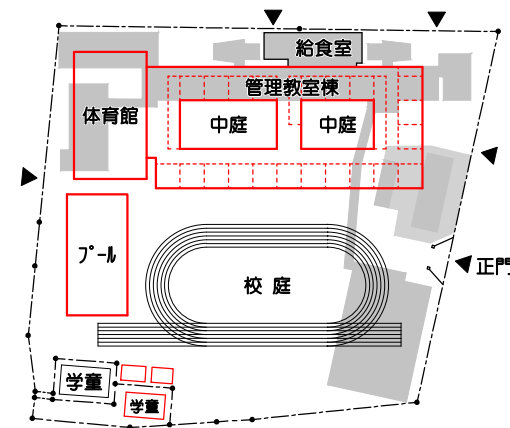
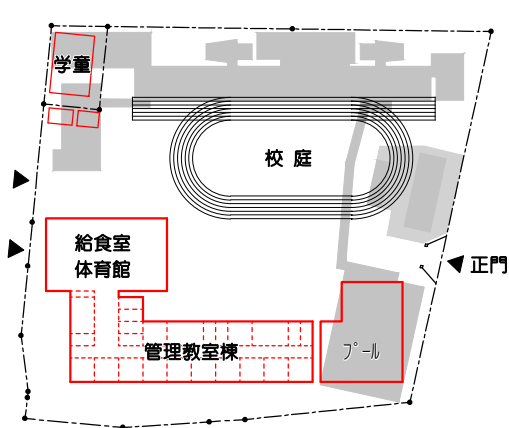
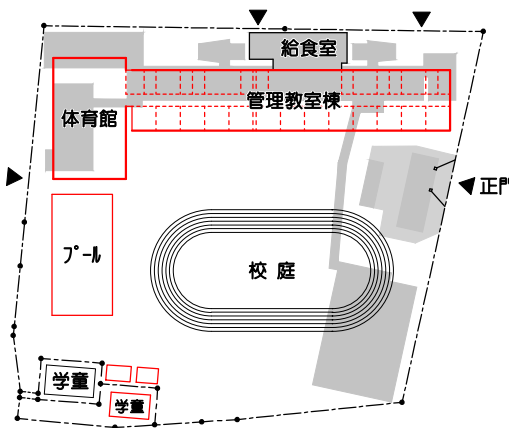
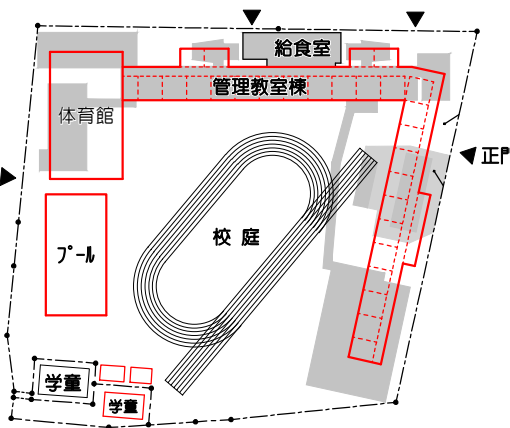
整備項目	条文番号	整備項目の要旨	備考
届出が必要な 行為の種別 及び規模	条例11条 別表	<p>①建築物の建築等 行為の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の1/3を超えるもの <p>行為の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの ・敷地面積が500㎡以上のもの ・都市計画法29条の開発許可を受けた区域において一の事業者が同時期に建築する一団の建築物 	
		<p>②工作物の建設等 行為の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転 ・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の1/3を超えるもの <p>行為の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塔状工作物で高さが10mを超えるもの ・遊戯施設で高さが10mを超えるもの ・製造施設又は貯蔵施設の用途に供する工作物で高さが10mを超えるもの ・高架道路、橋等で高さが5mを超え、又は延長が30mを超えるもの 	ただし書あり

表示：戸田市都市景観条例→条例 条例施行規則→規

III 検討経過

01. 建物配置比較検討表①（プール地上配置の場合）

図内グレー塗りは既存施設を示す。

	案 A	案 B	案 C	案 D
配置・形状				
規模	延べ面積： 約 10,450 m ² 階数(校舎)： 3階建 建築面積： 約 4,000 m ² 教室数(普通)： 40教室 校庭面積： 約 6,900 m ² 教室数(特別)： 7教室	延べ面積： 約 9,450 m ² 階数(校舎)： 4階建 建築面積： 約 3,000 m ² 教室数(普通)： 40教室 校庭面積： 約 9,300 m ² 教室数(特別)： 7教室	延べ面積： 約 10,950 m ² 階数(校舎)： 4階建 建築面積： 約 3,750 m ² 教室数(普通)： 40教室 校庭面積： 約 9,200 m ² 教室数(特別)： 7教室	延べ面積： 約 10,000 m ² 階数(校舎)： 3階建 建築面積： 約 3,800 m ² 教室数(普通)： 40教室 校庭面積： 約 7,500 m ² 教室数(特別)： 7教室
概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設(給食室・学童保育室等)を改築後も利用することを優先した配置案。 施設を北側にまとめて配置し、中庭を配置することで、教室環境の向上や多目的な利用など計画の発展性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存校舎の工事中利用を優先し、仮設校舎の縮小、工期短縮を重視した配置案。 工事エリアと利用エリアの区分が明確。 校舎移転の負担軽減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎を中廊下型として北側に配置し、校庭の面積確保を優先した配置案。 学年ごとに教室のクラスター化が可能。 校舎の平面構成が単純で視認性が高く、管理運営の負担軽減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎をL型として北側、東側に配置し、校庭と教室の隣接性を優先した配置案。 全ての教室を校庭に面して計画できる。 片廊下型の校舎となるため、光・通風等、教室環境の向上が期待できる。
項目別評価				
校舎規模	口の字型配置のため、延床面積・建築面積が大きくなりやすい。校舎内に死角がしやすい。	中廊下型のため、建築面積をコンパクトに計画できるが、校舎を4階建てとする必要がある。	中廊下型のため、建築面積をコンパクトに計画できるが、校舎を4階建てとする必要がある。	L型配置のため、教室間の移動など動線が長くなりやすい。
教室環境	普通教室を南面採光主体で計画可能。中庭の設置により換気・採光条件が良好。	普通教室を南面採光主体で計画可能。	全普通教室を南面採光で計画可能。	普通教室を南面採光主体で計画可能。一部西向きとなる。
校庭	比較的適正な面積が確保できる。南面配置で遮蔽物がなく、日照条件が良好。	コンパクトな施設配置のため、大きく確保できる。校庭が北側配置のため、校舎の日影がおちる。	コンパクトな施設配置のため、大きく確保できる。日照条件も良好。	比較的適正な面積が確保できる。形状が不整形となり多目的な利用が難しい。
近隣環境	近隣への日影の影響は既存建物より緩和される。校庭が吹抜け状になるため、砂塵対策が必要だが、舗装材の検討で近隣への影響を改善できる。	校舎が校庭の南側に位置するため、近隣への日影の影響は少ないが、北側への砂塵対策が必要。校舎配置が既存と大きく異なり、影響が大きい。	既存配置からの変形が小さく、計画により日影の影響を既存同程度に抑えることも可能。校庭の砂塵対策(舗装材の検討など)が必要。	日影の影響は既存校舎同等程度となる。校庭を囲む配置のため、砂塵対策として有効。
工事費・工期	仮設校舎の整備、既存校舎からの移転が必要。解体・建設を段階的に行うことも可能だが、工期の長期化が見込まれる。	校庭側に新校舎を建設するため、仮設校舎の縮小、工期の短縮が図れる。	仮設校舎の整備、既存校舎からの移転が必要。解体・建設を段階的に行うことも可能だが、工期の長期化が見込まれる。	仮設校舎の整備、既存校舎からの移転が必要。建設工事エリアが広く、解体工事との工期的な調整が困難なため、長期化が見込まれる。
工事中の教室環境	解体・建設時に工事エリアと仮設校舎が一部近接するため、騒音等の影響がある。	新校舎の工事エリアが既存校舎から離れているため、騒音等の影響が緩和される。	解体・建設時に工事エリアと仮設校舎が一部近接するため、騒音等の影響がある。	解体・建設時に工事箇所と仮設校舎が一部近接するため、騒音等の影響がある。
工事利用	新校舎建設着手に先立ちプール解体が必要なため、プールの利用不可期間が発生する。	校舎移転の回数・規模を抑えることができる。体育館は建設後仮使用する必要がある。	単純な平面形状のため、段階建替を計画し易く計画により仮設校舎規模の縮小が可能。工事中利用不可となる施設が少ない。	建設工事エリアが広く、利用者の東側からの出入りが困難となる。プールの利用不可期間が発生する。
既存施設利用	給食室の既存利用が可能。北側学童保育室、クラブハウスの移転が必要。	北側学童保育室とクラブハウスの移転が必要。給食室が既存利用できない。	給食室の既存利用が可能。北側学童保育室、クラブハウスの移転が必要。	給食室の既存利用が可能。北側学童保育室、クラブハウスの移転が必要。

01. 建物配置比較検討表②（プール屋上配置の場合）

図内グレー塗りは既存施設を示す。

	案 A	案 B	案 C	案 D
配置・形状				
規模	延べ面積： 約 10,550 m ² 階数(校舎)： 3階建 建築面積： 約 4,000 m ² 教室数(普通)： 40教室 校庭面積： 約 7,700 m ² 教室数(特別)： 7教室	延べ面積： 約 9,500 m ² 階数(校舎)： 4階建 建築面積： 約 3,000 m ² 教室数(普通)： 40教室 校庭面積： 約 10,100 m ² 教室数(特別)： 7教室	延べ面積： 約 11,050 m ² 階数(校舎)： 4階建 建築面積： 約 3,600 m ² 教室数(普通)： 40教室 校庭面積： 約 9,700 m ² 教室数(特別)： 7教室	延べ面積： 約 10,100 m ² 階数(校舎)： 3階建 建築面積： 約 3,800 m ² 教室数(普通)： 40教室 校庭面積： 約 8,300 m ² 教室数(特別)： 7教室
概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設(給食室・学童保育室等)を改築後も利用することを優先した配置案。 施設を北側にまとめて配置し、中庭を配置することで、教室環境の向上や多目的な利用など計画の発展性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存校舎の工事中利用を優先し、仮設校舎の縮小、工期短縮を重視した配置案。 工事エリアと利用エリアの区分が明確。 校舎移転の負担軽減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎を中廊下型として北側に配置し、校庭の面積確保を優先した配置案。 学年ごとに教室のクラスター化が可能。 校舎の平面構成が単純で視認性が高く、管理運営の負担軽減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎をL型として北側、東側に配置し、校庭と教室の隣接性を優先した配置案。 全ての教室を校庭に面して計画できる。 片廊下型の校舎となるため、光・通風等、教室環境の向上が期待できる。
項目別評価				
校舎規模	口の字型配置のため、延床面積・建築面積が大きくなりやすい。校舎内に死角がしやすい。	中廊下型のため、建築面積をコンパクトに計画できるが、校舎を4階建てとする必要がある。	中廊下型のため、建築面積をコンパクトに計画できるが、校舎を4階建てとする必要がある。	L型配置のため、教室間の移動など動線が長くなりやすい。
教室環境	普通教室を南面採光主体で計画可能。中庭の設置により換気・採光条件が良好。	普通教室を南面採光主体で計画可能。	全普通教室を南面採光で計画可能。	普通教室を南面採光主体で計画可能。一部西向きとなる。
校庭	比較的適正な面積が確保できる。南面配置で遮蔽物がなく、日照条件が良好。	コンパクトな施設配置の為、大きく確保できる。校庭が北側配置の為、校舎の日影がおちる。	コンパクトな施設配置の為、大きく確保できる。日照条件も良好。	比較的適正な面積が確保できる。形状が不整形となり多目的な利用が難しい。
近隣環境	近隣への日影の影響は既存建物より緩和される。校庭が吹抜け状になる為、砂塵対策が必要だが、舗装材の検討で近隣への影響を改善できる。	校舎が校庭の南側に位置するため、近隣への日影の影響は少ないが、北側への砂塵対策が必要。校舎配置が既存と大きく異なり、影響が大きい。	既存配置からの変形が小さく、計画により日影の影響を既存同程度に抑えることも可能。校庭の砂塵対策(舗装材の検討など)が必要。	日影の影響は既存校舎同等程度となる。校庭を囲む配置のため、砂塵対策として有効。
工事費・工期	仮設校舎の整備、既存校舎からの移転が必要。解体・建設を段階的に行うことも可能だが、工期の長期化が見込まれる。	校庭側に新校舎を建設するため、仮設校舎の縮小、工期の短縮が図れる。	仮設校舎の整備、既存校舎からの移転が必要。解体・建設を段階的に行うことも可能だが、工期の長期化が見込まれる。	仮設校舎の整備、既存校舎からの移転が必要。建設工事エリアが広く、解体工事との工期的な調整が困難なため、長期化が見込まれる。
工事中の教室環境	解体・建設時に工事エリアと仮設校舎が一部近接するため、騒音等の影響がある。	新校舎の工事エリアが既存校舎から離れているため、騒音等の影響が緩和される。	解体・建設時に工事エリアと仮設校舎が一部近接するため、騒音等の影響がある。	解体・建設時に工事箇所と仮設校舎が一部近接するため、騒音等の影響がある。
工事利用	仮設校舎の設置、体育館棟の仮使用により、工事中利用不可となる施設が少ない。	校舎移転の回数・規模を抑えることができる。体育館は建設後仮使用する必要がある。	単純な平面形状のため、段階建替えを計画し易く、計画により仮設校舎規模の縮小が可能。工事中利用不可となる施設が少ない。	建設工事エリアが広く、利用者の東側からの出入りが困難となる。
既存施設利用	給食室、学童保育室ともに既存利用が可能。	北側学童保育室とクラブハウスの移転が必要。給食室は既存利用ができない。	給食室の既存利用が可能。北側学童保育室、クラブハウスの移転が必要。	給食室、学童保育室ともに既存利用が可能。

02. 検討結果

①配置案の決定

配置案を総合的に比較検討した結果、校庭を広く確保可能であること、校舎の形状が単純で死角が少なく、学校運営がしやすい点などでメリットが大きい【配置案C】を採用することで決定しました。

各配置案について、案A及び案Dは死角が多く動線が長いことから学校運営上リスクとなり得る事項が多く、不採用としました。また、案Bについては、工期とコスト面でのメリットがあるものの、現況から大幅に配置が変更となり近隣住宅等と密接すること、校庭が建物の北側となり日照条件が悪くなること等のデメリットが大きい為、不採用としました。

②工事中の屋外運動場代替地について

建て替え工事中、仮設校舎の設置や工事ヤードの確保等により、屋外運動場の利用が困難となる為、代替地として下記民有地を整備し、活用します。

本計画では、基本的な整備内容に加えて、代替地までの移動経路や安全確保策について検討しました。

代替地：戸田市上戸田2丁目37-2（新東洋ロール株式会社工場跡地）

③敷地内既存樹木について

敷地内にある2本の高木（メタセコイア）について、残置または移設の可能性について検討しましたが、倒木等の危険性や、移設が困難であること等を総合的に考慮し、伐採する方針とします。なお、伐採した樹木については、新校舎での活用方法等を今後検討します。

④既存校舎の石綿含有調査結果について

既存校舎について、外壁及び軒天井仕上材の石綿含有調査を実施した結果、下記箇所にて採取した試料において、石綿の含有が確認されました。

建て替え工事に当たっては、児童や施設利用者の安全性に配慮した適切な方法で石綿除去工事を実施します。

石綿含有が確認された建物・部位

- ①北校舎・・・・・・・・・・外壁仕上塗材、軒天井仕上塗材
 - ②管理教室棟（西棟）・・・・軒天井仕上塗材
 - ③特別教室棟・・・・・・・・・・外壁仕上塗材
- （いずれも下地調整塗材を含む試料にて分析を実施）

03. 継続検討事項

下記検討課題については、今後の設計業務及び詳細検討において特に留意すべき内容として継続的に検討の上、方針を決定します。

①仮設校舎の設置について

工事に設置する仮設校舎の規模及び配置、平面計画等の詳細については、今後の設計業務の中で施設利用やコスト面を精査した上で決定します。

②新設プールの設置場所について

新設するプールの設置場所については、敷地全体の土地利用やコスト面、管理運営面などを今後の設計業務の中で総合的に検討した上で決定します。

③工事中の給食確保策等について

建て替え工事中、既存の給食室が活用出来ない期間が発生するため、今後の設計業務の中で、具体的な給食確保策、詳細な敷地内動線及び配膳方法等を検討します。

④伐採樹木の活用方法について

伐採後の既存樹木（メタセコイア）について、木材としての活用やワークショップの開催など具体的な活用方法を今後検討します。

⑤屋外運動場代替地の整備及び利用について

屋外運動場代替地の詳細な整備内容や、児童の移動時の安全確保及び体育授業カリキュラムについて、今後詳細を検討します。

⑥既存校舎の石綿除去工事について

既存校舎の石綿除去工事については、その工法や実施スケジュール等について、今後詳細を検討します。

⑦防災機能について

避難所として必要な機能や設備の配置等の詳細について、今後検討を進めます。

⑧新設する学童保育施設について

新設する学童保育施設については、必要定員数を踏まえた規模や階数等について、今後詳細を検討します。

⑨学校開放時に活用する施設について

新設するクラブハウスについては、規模等について、今後詳細を検討します。また、夜間照明施設については、既存利用するものの選定や新設するものの設置場所等について、今後詳細を検討します。

IV 基本計画案概要

01. 計画施設概要

●管理教室棟 概要

- ・普通教室×40教室
- ・特別教室×5教室、準備室×5室
- ・管理諸室
(職員室、校長室、放送室、研修室、保健室、事務室、資料室、倉庫、防災倉庫 他)
- ・給食室(既存利用)

●体育館棟 概要

- ・体育館
(アリーナ、ステージ、コントロール室、WC、倉庫、器具庫 他)
- ・特別教室×2教室、準備室×2室
- ・管理諸室
(玄関、管理室、倉庫、機械室)

●屋外施設

- ・体育器具庫
- ・学童保育室(既存利用、新設)
- ・クラブハウス
- ・ゴミ置場
- ・理科裁園
- ・遊具
(鉄棒×2、雲梯、のぼり棒、ジャングルジム)
- ・駐車場
- ・駐輪場
- ・防災井戸(既存利用)
- ・貯水槽、給水装置(既存利用)

●屋外運動場

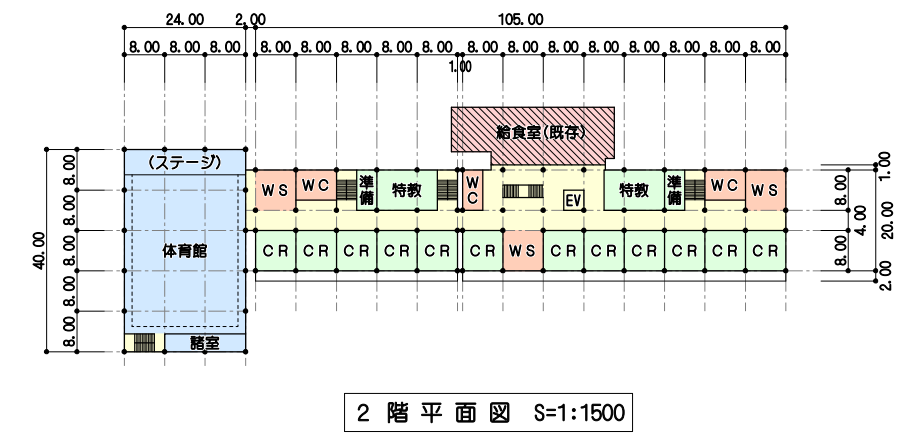
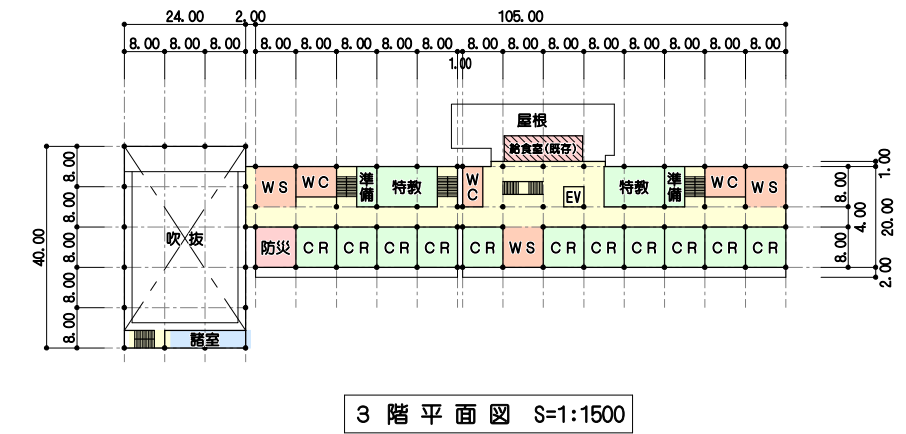
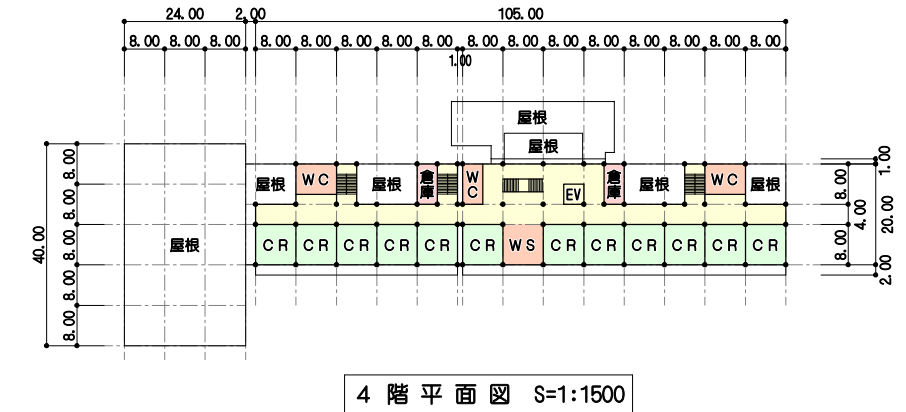
- ・160mトラック<6ｺｰｽ>
- ・100m走路<6ｺｰｽ>
- ・走り幅跳び走路<20m>、砂場
- ・サッカーコート<73.5m×50m>、ゴール
- ・野球グラウンド、バックネット
- ・バスケットコート<26m×15m、1面>
- ・ナイター照明(既存利用、一部撤去・新設)

●屋外プール(設置場所未定)

- ・プール<25m×7ｺｰｽ>
- ・諸室(更衣室、シャワー室、WC、器具庫 等)

02. 配置・平面計画 ①プール地上配置の場合

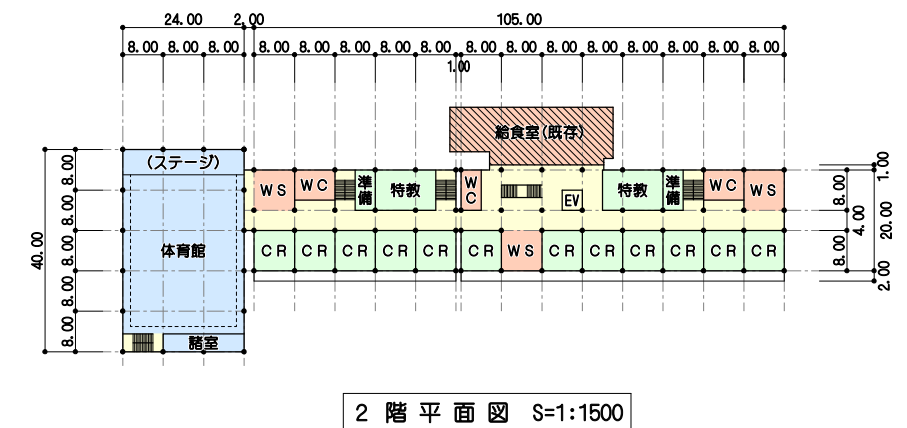
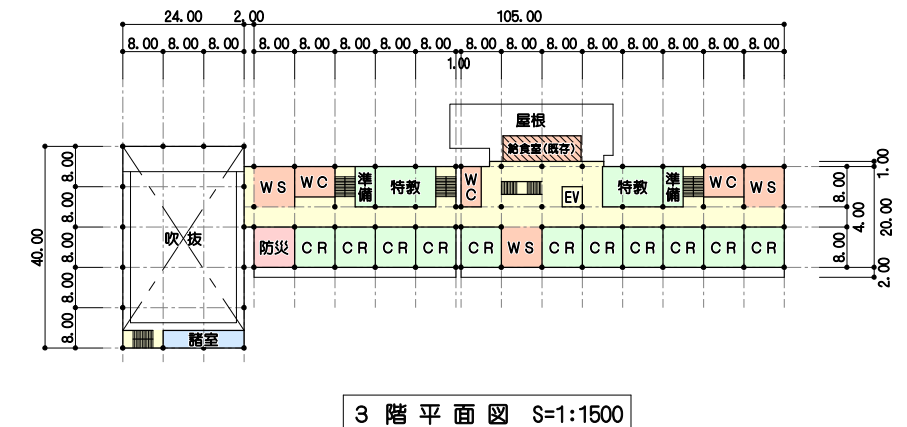
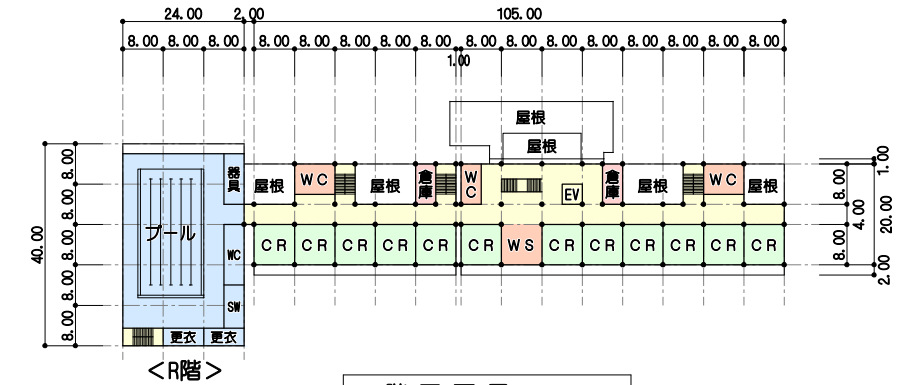
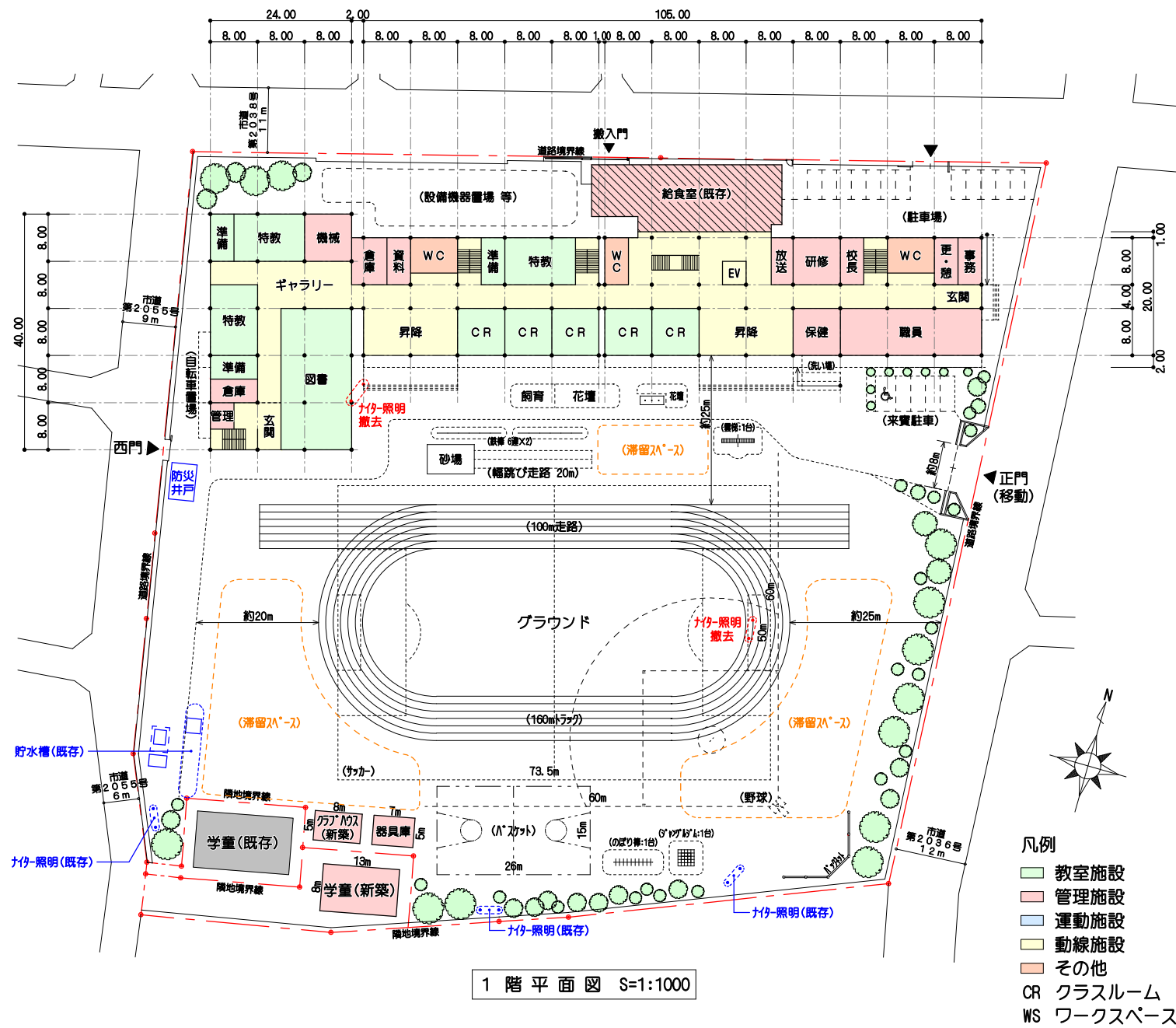
※図中の校舎内間取りや外構等配置については、今後設計段階において検討される為、変更となる可能性があります。



- 凡例
- 教室施設
 - 管理施設
 - 運動施設
 - 動線施設
 - その他
 - CR クラスルーム
 - WS ワークスペース

02. 配置・平面計画 ②プール屋上配置の場合

※図中の校舎内間取りや外構等配置については、今後設計段階において検討される為、変更となる可能性があります。



- 凡例
- 教室施設
 - 管理施設
 - 運動施設
 - 動線施設
 - その他
 - CR クラスルーム
 - WS ワークスペース

03. 日影の検討 ①プール地上配置の場合

○建築基準法の日影規制について

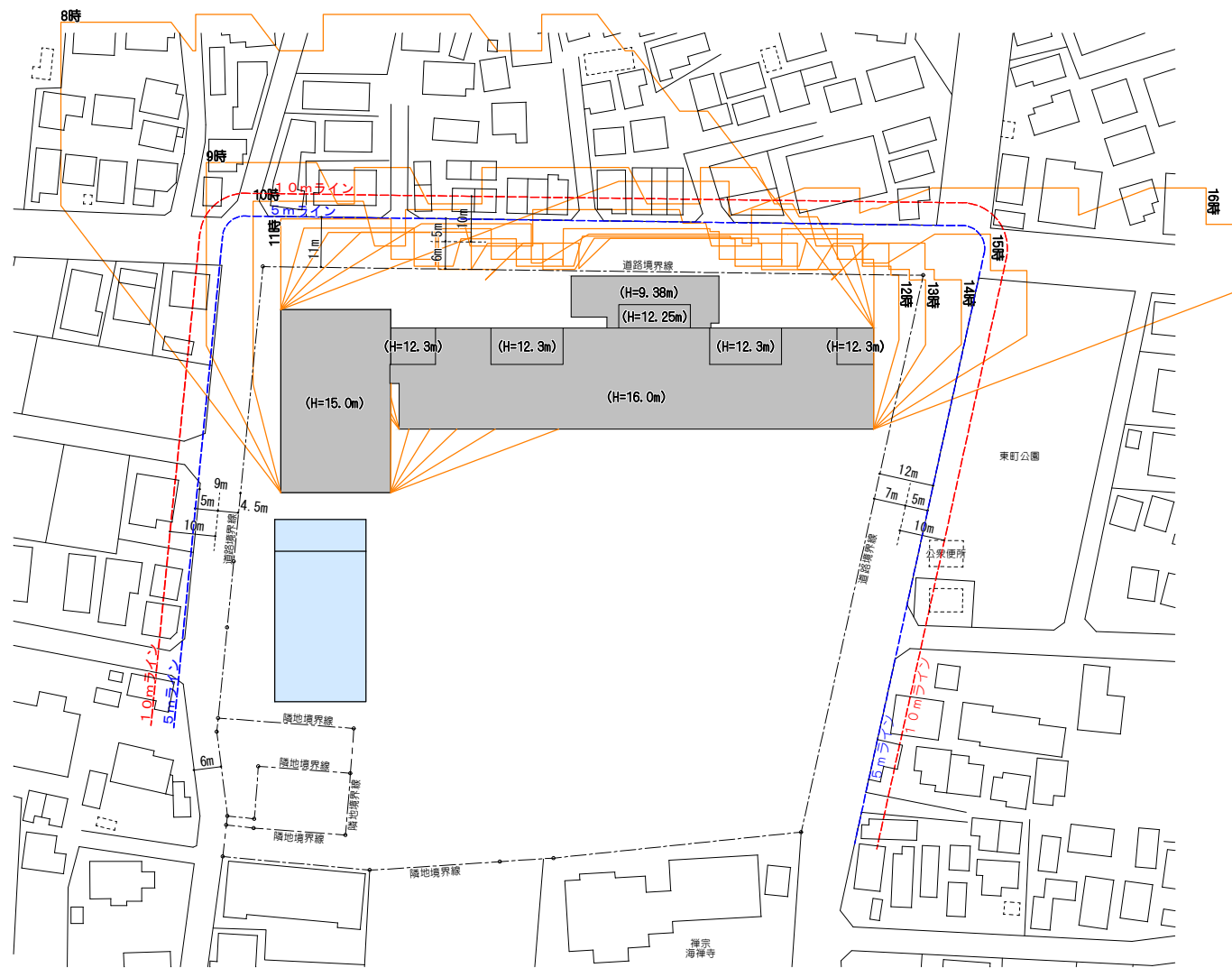
住居系および住居混在系用途地域に立地する中高層建築物が周囲の土地に生じさせる日影を制限し、良好な住居環境を確保することを目的としたものです。
 規制対象地域にある建築物は冬至の真太陽時における8時～16時までの間に、法で定められている5m・10mを超える範囲の測定面に、制限された時間以上の日影を生じさせてはなりません。
 日影規制を適用する区域、測定面高さ、規制値は各地方公共団体の条例で定められており、戸田市は右記計算条件のとおり、日影となる時間が、5mラインを超える範囲は4.0時間未満、10mラインを超える範囲は2.5時間未満と規定されています。
 計画建物は、既存校舎等と同様、図のとおり規制値以上の日影時間となる場所は発生しない計画となっています。

○計算条件

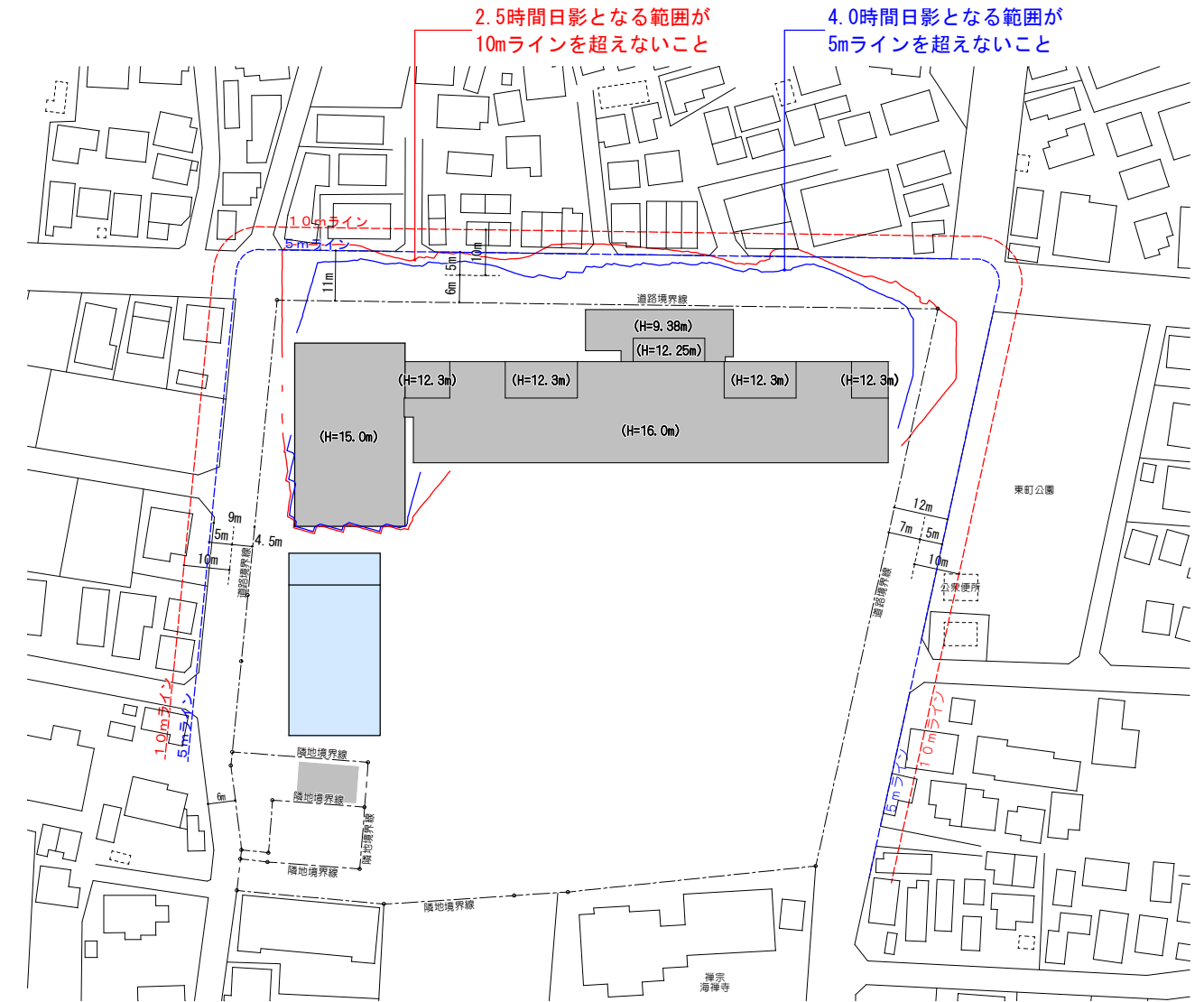
用途地域	第二種中高層住居専用地域
規制時間	5m 4.0時間 10m 2.5時間
測定面(地盤面)	4.0m (0.0)
北緯	36度00分00秒
東経	139度40分45秒
計算日	冬至
測定時間	8:00~16:00
計算時	真太陽時
計算ソフト	JWVCAD

○凡例

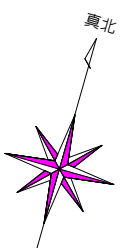
- : 1時間毎の日影ライン
- - - : 10m規制ライン
- - - : 5m規制ライン
- : 2.5時間日影となる範囲
- : 4.0時間日影となる範囲
- - - : 敷地境界線



時刻日影図 S=1:1500 ※1時間毎(8時~16時)の日影位置を表した図



等時間日影図 S=1:1500 ※日影適合確認用の図



03. 日影の検討 ②プール屋上配置の場合

○建築基準法の日影規制について

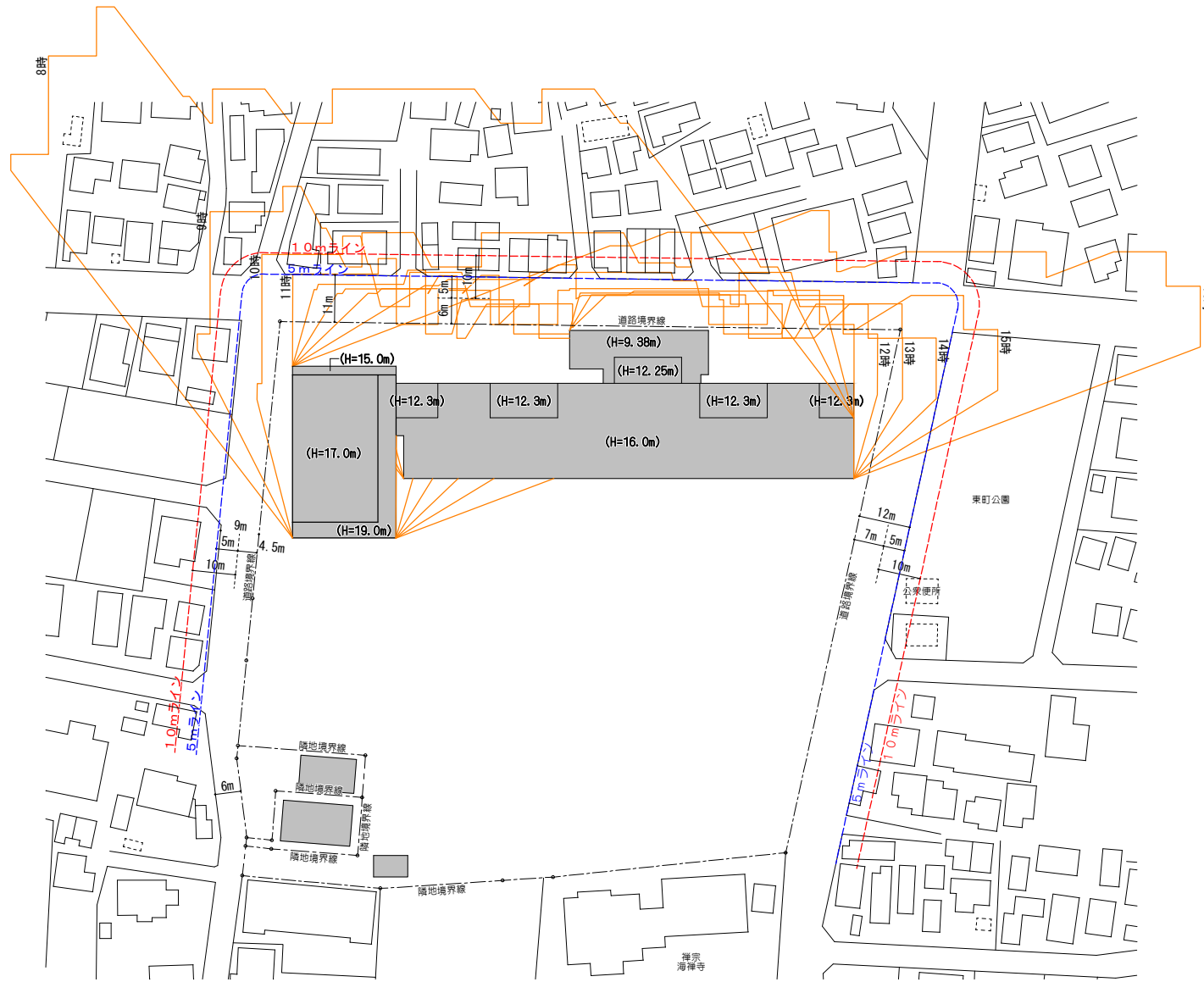
住居系および住居混在系用途地域に立地する中高層建築物が周囲の土地に生じさせる日影を制限し、良好な住居環境を確保することを目的としたものです。
 規制対象地域にある建築物は冬至の真太陽時における8時～16時までの間に、法で定められている5m・10mを超える範囲の測定面に、制限された時間以上の日影を生じさせてはなりません。
 日影規制を適用する区域、測定面高さ、規制値は各地方公共団体の条例で定められており、戸田市は右記計算条件のとおり、日影となる時間が、5mラインを超える範囲は4.0時間未満、10mラインを超える範囲は2.5時間未満と規定されています。計画建物は、既存校舎等と同様、図のとおり規制値以上の日影時間となる場所は発生しない計画となっています。

○計算条件

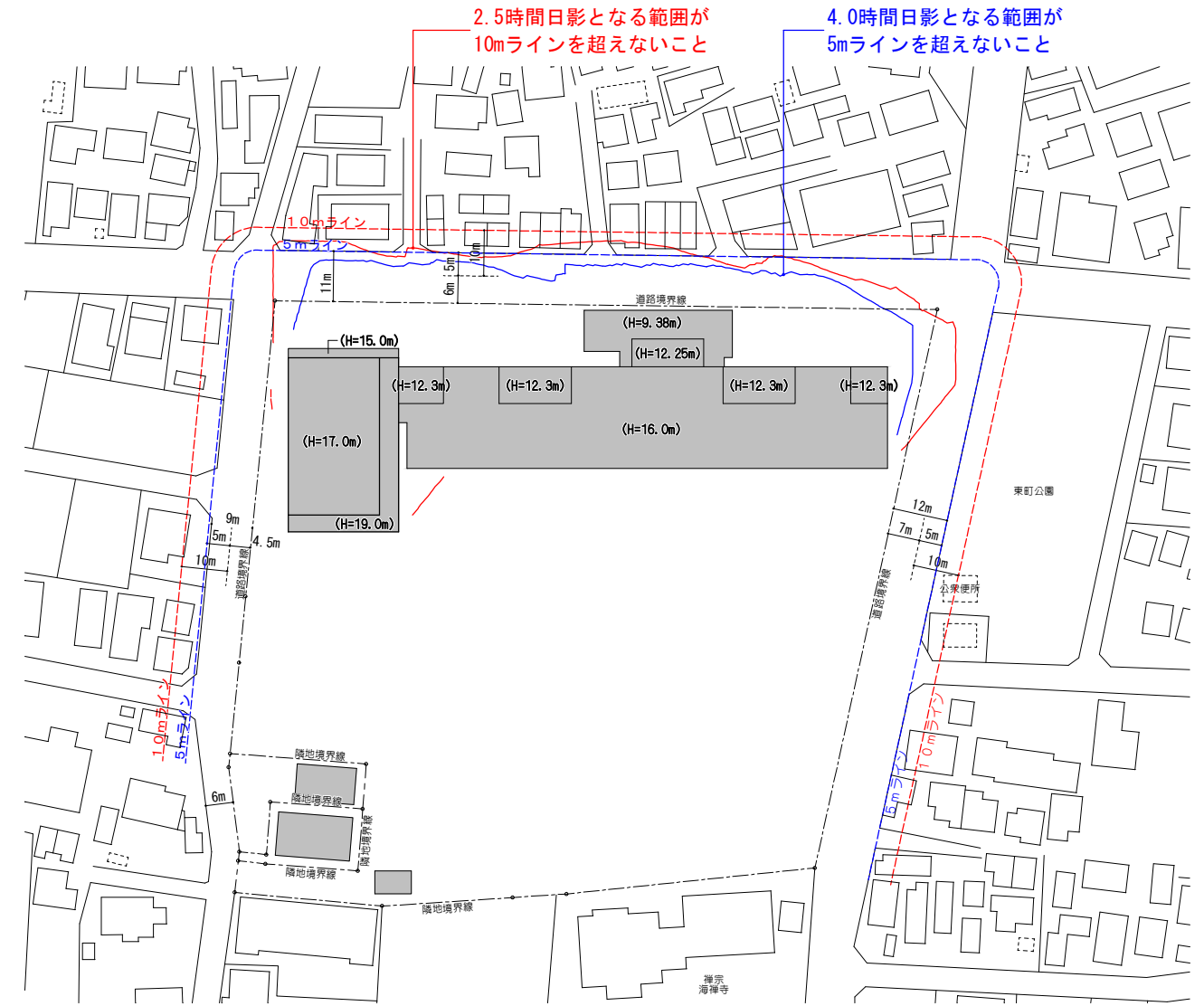
用途地域	第二種中高層住居専用地域
規制時間	5m 4.0時間 10m 2.5時間
測定面(地盤面)	4.0m (0.0)
北緯	36度00分00秒
東経	139度40分45秒
計算日	冬至
測定時間	8:00~16:00
計算時	真太陽時
計算ソフト	JWWCAD

○凡例

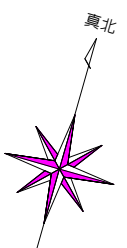
- : 1時間毎の日影ライン
- - - : 10m規制ライン
- - - : 5m規制ライン
- : 2.5時間日影となる範囲
- : 4.0時間日影となる範囲
- - - : 敷地境界線



時刻日影図 S=1:1500 ※1時間毎(8時~16時)の日影位置を表した図



等時間日影図 S=1:1500 ※日影適合確認用の図



01. 戸田市立戸田第一小学校建て替え準備委員会要綱

戸田市立戸田第一小学校建て替え準備委員会要綱

平成30年3月23日市長決裁

(設置)

第1条 戸田市立戸田第一小学校を建て替えることに関し必要な調査及び検討を行うため、戸田市立戸田第一小学校建て替え準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建て替え工事に係る基本計画の策定に関する調査及び検討に関すること。
- (2) 建て替え工事に係る基本設計及び実施設計に関する調査及び検討に関すること。
- (3) 建て替え期間中の学校運営等に関する調査及び検討に関すること。
- (4) 戸田市立戸田第一小学校建て替え準備委員会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の協議事項に係る検討及び調整に関すること。
- (5) その他戸田市立戸田第一小学校の建て替えに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1の委員をもって組織する。

- 2 前項の委員（市職員を除く。）は、教育長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部長をもって充て、副委員長は教育委員会事務局次長及び教育委員会事務局教育政策室長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、いずれかの副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員長は、会議の経過及び結果を、市長及び教育長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、戸田市立戸田第一小学校の建て替えに関し必要な調査、研究及び検討を効率的に行うため、下部組織として、学校建設ワーキンググループ、カリキュラムワーキンググループ及び学校運営ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表第2に定める事項を所掌する。
- 3 ワーキンググループは、市長又は教育長が指名する職員等（以下「メンバー」という。）をもって構成する。
- 4 ワーキンググループに、リーダー及び副リーダーを置き、メンバーの互選により選出する。
- 5 リーダーは、会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
- 6 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 ワーキンググループの会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、リーダーがその議長となる。
- 8 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 9 リーダーは、会議における調査、研究及び検討の結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキンググループの庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、戸田市立戸田第一小学校建て替え後の校舎等が供用開始された日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

所属	職名等
教育委員会事務局	教育部長
	次長
	教育政策室長
	教育総務課長
	学務課長
	教育政策室担当課長(指導担当)
	学校給食課長
財務部	資産経営室長
	資産経営室担当課長(保全担当)
こども青少年部	児童青少年課長
戸田市立小・中学校長会	会長
戸田市立小・中学校教頭会	会長
戸田市立戸田第一小学校	校長
	教頭
戸田市立戸田第一小学校PTA	会長
	副会長
戸田市立戸田第一小学校学校運営協議会	会長が推薦する者
元蕨町会	町会長
東町町会	町会長
	町会長が推薦する者
後谷町会	町会長
	町会長が推薦する者
鍛冶谷町会	町会長
	町会長が推薦する者
新田口町会	町会長
戸田市立戸田第一小学校学校開放運営委員会	会長

別表第2 (第6条関係)

種別	所掌事項
学校建設 ワーキンググループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の配置及び規模に関すること。 2 既存施設の活用及び建設施設に関すること。 3 建て替え期間中の運動場に関すること。 4 その他学校建設に関し必要な事項
カリキュラム ワーキンググループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育カリキュラムの編成及び学校行事に関すること。 2 指導体制に関すること。 3 建て替え期間中のカリキュラムに関すること。 4 その他カリキュラムに関し必要な事項
学校運営 ワーキンググループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校組織に関すること。 2 建て替え期間中の学校運営に関すること。 3 その他学校運営に関し必要な事項

02. 主な会議等の経過

<事前検討の経過（平成29年度）>

- 平成29年8月23日 戸田第一小学校建て替えに向けた意見交換会
- 平成30年3月29日 戸田第一小学校建て替え準備委員会の設置に向けた事前打合せ

<戸田市立戸田第一小学校建て替え準備委員会の経過（平成30年度）>

- 平成30年4月26日 第1回準備委員会
- 平成30年5月31日 第1回ワーキンググループ会議（3グループ合同）
- 平成30年6月26日 第2回学校建設ワーキンググループ会議
- 平成30年7月5日 第2回学校運営ワーキンググループ会議
- 平成30年7月25日 第3回学校運営ワーキンググループ会議
- 平成30年7月26日 第2回カリキュラムワーキンググループ会議
- 平成30年7月26日 第3回学校建設ワーキンググループ会議
- 平成30年8月23日 第2回準備委員会
- 平成30年9月21日 第4回学校建設ワーキンググループ会議
- 平成30年9月27日 第4回学校運営ワーキンググループ会議
- 平成30年11月21日 第4回準備委員会
- 平成30年12月14日・15日 戸田第一小学校の建て替えに向けた説明会
- 平成31年1月24日 第5回準備委員会